地域福祉実践計画

「ともに支え合う、安心・安全・福祉のまちづくり」

令和4年度~令和5年度



社会福祉法人 稚内市社会福祉協議会

はじめに

~ともに支え合う、安心・安全・福祉のまちづくりを目指して~

少子高齢化による影響が顕著となる"団塊の世代"が後期高齢者 (75歳)の年齢を迎える、「2025年問題」が身近に迫っており、 医療と介護などの社会保障が大きく変わろうとしております。

本市においても、少子高齢化や核家族化が急速に進展する社会状況の中、多様化する生活様式並びに家族のあり方も変化しつづけ、高齢者夫婦世帯や一人暮らしの高齢者が増加しています。

そうした著しい社会情勢のなかで、医療・福祉制度の改正等の影響を受け"医療・福祉の施設"から"在宅での生活"すなわち"治す医療"から"支える医療"へと、社会保障制度も大きく変化しております。



このような大きな変化の渦中において、住民が自分らしくいきいきと安心して暮らせるように支えながら共に生きていく「地域共生社会」の実現に向け、国が求めている「地域包括ケアシステム」を構築するためにも、地域住民、行政、福祉施設、福祉団体、ボランティア、民生児童委員、NPOなどと連携・協働しながら地域の福祉ニーズを受け止め、計画的な地域福祉活動の展開、地域福祉の基盤・体制づくりに取り組んでまいりました。

しかしながら、2019年、中国に端を発し原因不明の肺炎が確認され、日本においても、新型コロナウイルス感染(COVID-19)として「指定感染症」に指定され、その後、国内でも感染が拡大、緊急事態宣言が発出され、その影響によるイベント・外出自粛など感染防止対策が行われるなど、これまで経験したことのない生活様式が求められ3密を含めてソーシャルディスタンスや感染予防と事業の関係等の中で「寄り添えない」「大声を出せない」「集まれない」「飲食禁止や黙食、黙浴」など事業への影響は計り知れないものがあり、やむなく事業活動を縮小せざるを得ない状況が生じたところであります。

これらの影響を受けて休業や失業などにより、貧困をはじめとする生活資金で悩んでいる方が増加したことを受け、国の各種貸付制度や社協独自での支援制度を活用し、相談支援を行うことにより自立の促進を図ってまいりました。

次期地域福祉実践計画は、前計画の基本目標である「ともに支え合う、安心・安全・福祉のまちづくり」を引き継ぎつつ、新型コロナウイルス感染の拡大による活動自粛となった事務・事業を安全に行うための自衛対策とし「移らない努力、移さない努力」などの正しい予防対策を講じながら、これまで培ってきた関係機関との信頼関係やネットワークに磨きをかけて、新たな地域福祉ステージ創造に寄与すべく着々と準備を進めて、コロナ禍でも地域の方々が「社会生活を維持するうえで必要な施設」として、社会福祉協議会を位置づけていただけるよう地域福祉の基盤づくりの役割を取り組んでまいります。

最後になりましたが、本計画策定にあたりアンケートへのご協力していただきました関係機関・団体の方々、長期間にわたり熱心にご審議いただきました地域福祉実践計画策定委員の皆様に心より厚くお礼申し上げます。

令和4年3月

社会福祉法人 稚内市社会福祉協議会 会長 杉 本 宏

次

I 地域福祉実践計画策定にあたって	p1
1 社会福祉協議会と福祉政策の動向	
~『変わりゆく地域福祉(社会生活)』と『新たな支え合い』~	
2 これまでの地域福祉実践計画策定の経緯	
3 SDGsへの取り組みについて	
Ⅱ 稚内市の地域福祉の現状と課題	p8
1 稚内市の現状(統計データで見る)	·
(1) 人口の状況	
◎人□・世帯数の推移 ◎平均・健康寿命の推移 ◎将来人□	口推計
◎出生数・死亡数の推移 ◎合計特殊出生率の推移	
(2) 高齢者の状況	
◎高齢化率の推移 ◎要介護認定者数の推移	
(3) 障がい者の状況 ◎各手帳交付状況の推移	
(4) 生活困窮の状況	
◎生活保護世帯と保護費の推移 ◎貸付金の推移(社協)	
2 稚内市社会福祉協議会の現状と課題	
(1) 事業内容 (2) 組織体制 (3) 社会福祉協議会の課題	l - lul
(4) 社会福祉協議会の財政状況 (5) これからの地域づくりの7	5向性
3 市民の意識(アンケート調査の結果(抜粋))	
Ⅲ これまでの取り組み内容と実績	p33
IV 地域福祉実践計画の基本的な考え方	~ F0
	þsø
1 計画策定の背景と理念と目的 (1) 計画の位置では、 (2) 計画の問題	
(1) 計画の位置づけ (2) 計画の期間 2 基本目標と基本計画及び実施計画書の体系図	
2 基本日標と基本計画及び美施計画書の体系図 3 目標達成のための重点推進項目	
3 日標達成の7とめの重点推進項目	
【資料編】	
▶地域福祉実践計画策定要領・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	p73
▶地域福祉実践計画策定委員会設置要綱 ····································	
▶地域福祉実践計画策定委員会名簿 ····································	p76
▶稚内市社会福祉協議会の会費のあり方検討について	

I 地域福祉実践計画策定にあたって

1 社会福祉協議会と福祉政策の動向

~『変わりゆく地域福祉(社会生活)』と『新たな支え合い』~

社会福祉協議会は、さまざまな経緯を経て地域福祉の推進を図る目的にさまざまな活動を行うため、市町村、都道府県を単位に1つに限り設置されています。その源流は、明治41年(1908年)慈善事業家や団体の全国的な連絡研究機関として設置された、中央慈善協会(初代会長 渋沢栄一)であります。その後、昭和24年(1949年)GHQによる「社会福祉に関する協議会の設置」の指示等を受け、昭和26年(1951年)1月、中央社会協議会(現在は全国社会福祉協議会)が結成されました。

そうした中、稚内市社会福祉協議会(以下「社協」という)は戦後の混乱期が続く昭和26年(1951年)に制定された社会福祉事業法(現在の「社会福祉法」)の制定を経て、民生委員、市内のボランティアなどの有志によって同年9月に設立され、昭和49年には社会福祉法人の認可を得て以来、誰もが安心して暮らせるよう個人や団体がお互いに協力して生活課題の解決に取り組み(「地域福祉」という)、在宅福祉の民間福祉活動推進の中核的機関として社会福祉法人格を有した、社会福祉法第109条に規定されている民間組織です。

組織の運営財源については、会員からのご協力をいただく社協会費のほか、行政からの補助金や事業受託金、介護保険や障がい福祉サービス等の事業収入、赤い羽根共同募金や歳未助け合い募金などの配分金等で運営しております。

平成12年(2000年)の介護保険制度が創設されて以来、介護サービスを利用する人は着実に増加していて、団塊の世代の約800万人が75歳以上になる2025年以降は、高齢者の医療や介護の需要がさらに増加することは必至であると言われています。

平成17年(2005年)の介護保険法改正で「地域包括ケアシステム」という用語が初めて使われ、少子高齢化の進行が引き起こすと予想される問題を緩和するために、地域住民の介護や医療に関する相談窓口「地域包括支援センター」の創設が打ち出されました。

その後平成23年(2011年)の同法改正(施行は2012年4月から)では、条文に「自治体が地域包括ケアシステム推進の義務を担う」と明記され、システムの構築が義務化されました。

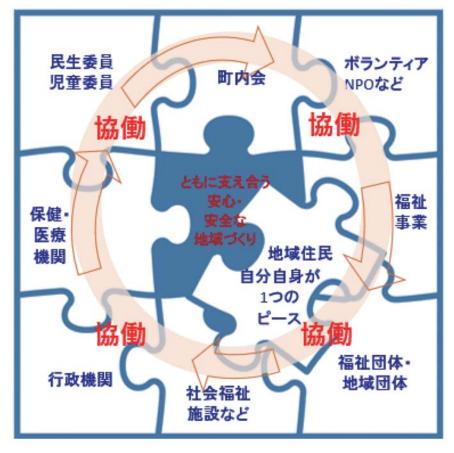
平成27年(2015年)の同法改正では、「地域包括ケアシステム」の構築に向けた在宅医療と介護の連携推進、地域ケア会議の推進、新しい「介護予防・日常生活支援総合事業」の創設などが取り入れられ、さらに力を注いでいます。施行に伴いホームヘルプサービス事業・訪問調査、ケアプラン作成事業も実施してまいりました。今後も福祉豊かなまちづくりをスローガンに稚内の社会福祉構築に向けて取り組んで参りたいと思っております。

平成28年(2016年)の社会福祉法改正において、社会福祉法人の公益性・非営利性を踏まえ、本来の役割を明確化するため「地域における公益的な取組」の実施に関する責務規定が創設されたところであり、これを踏まえ、社会福祉法人は特定の社会福祉事業の領域に留まることなく、様々な地域生活課題や福祉ニーズに総合的かつ専門的に対応していくことが期待されているところでもあります。

さらには、平成29年(2017年)に社会福祉法が介護保険法等ともに改正され、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を越えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を越えて『丸ごと』つながることで、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に作っていく「地域共生社会」を実現するため、住民が主体的に生活課題を把握して解決を試みるという体制づくりを進めているところではありますが、これまでの社会福祉制度やサービスだけでは対応しきれないほど、地域生活で抱えている課題は複雑化・複合化が進行しております。

こうした地域生活の課題の解決のため、更には地域共生社会の実現のため「社会福祉法等の一部を改正する法律」により改正された社会福祉法が令和3年(2021年)4月より施行され、行政では包括的な支援体制の整備等が進められているところであります。

社協としても地域福祉を推進する組織として、専門性や培ってきた機能、これまでの実績を踏まえつつ、行政との連携を図ることが強く求められており、住民主体の地域づくりと支援体制の構築が図られ「誰もが支え合いながら安心して暮らせることができる地域社会づくり」を目指し活動を続けてまいります。



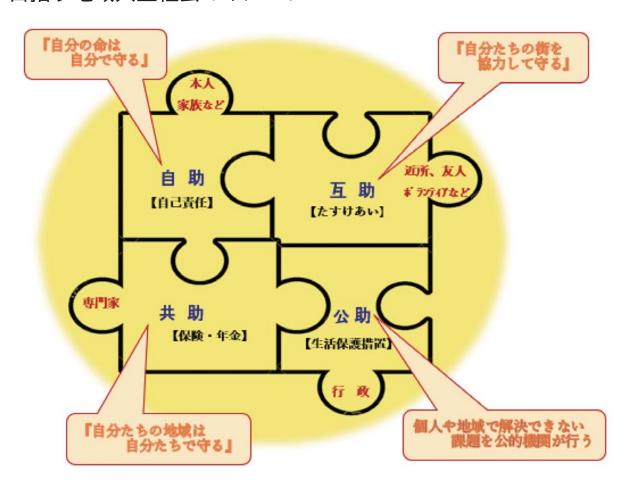
地域福祉とは・・・・

また、同法第4条において、地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならないとも明記されております。

社会福祉法の解説においては、住民が身近な地域社会で自立した生活が営めるように、 地域に存在する公私の多様な主体が協働して、必要な保健・医療・福祉サービスの整備及 び総合化を図りつつ、住民の社会福祉活動の組織化を通じて、個性ある地域社会の形成を 目指す福祉活動の総体を指すものと考えられとされております。

では「地域」とは、どのような範囲を意味するのでしょう。英語ではコミュニティがよく使われており、コミュニティは「地域共同体」という意味があります。ここでの「地域」とは、住民の多様な福祉需要に対して、多様な主体から提供されるさまざまなサービスを有機的かつ総合的に提供するために最も効率的であって、かつ、住民自身が日常的に安心感を覚える一定の圏域であると定義されております。

目指す地域共生社会のイメージ



2 これまでの地域福祉実践計画策定の経緯

高齢社会を迎え、高齢者の夫婦世帯・一人暮らし高齢者世帯の増加や少子化、人口減少による担い手不足など、様々な生活課題が顕在化しており、こうした生活課題には行政の福祉サービスだけでは対応が困難なものもあり、地域での見守りをはじめとする住民主体の地域福祉活動が重要となって来ております。

地域福祉実践計画については、社会福祉法第109条の規定で地域福祉の推進役として位置づけられた社会福祉協議会が、上記のような背景を踏まえつつ住民主体の理念に基づき、地域住民、行政や地域の福祉関係事業者などと連携・協働しながら地域の福祉ニーズを受け止め、地域の様々な課題に対応した地域福祉の基盤・体制づくり、社協運営・経営に取り組むための民間の活動計画です。

具体的には、住民主体による小地域ネットワーク活動の仕組みの開発や展開、介護保険サービスなどの直接的な福祉サービスの実施、ボランティアなど住民参加による活動支援、地域における包括的な権利擁護体制の構築、頻発する災害に対応するボランティアの体制整備などが主たる事業活動となっております。

今後、国が提起する地域共生社会の実現に向けて、社協としての取り組みをより高いステージに進めるためには、地域の支援体制づくりにおいては、住民同士が主体的なつながりを持ち具体的な支援の仕組みを構築することが重要であるほか、これまでつながっていなかった組織とも新たにつながる先見性と中長期的な展望を持って「計画的」に策定してまいります。

(1) 第1期地域福祉実践計画 昭和60年~平成元年

(2) 第2期地域福祉実践計画 平成5年~平成14年

前期 平成5年~7年

中期 平成8年~11年

後期 平成12年~14年

(3) 第3期地域福祉実践計画 平成15年~平成19年

(4) 地域福祉実践計画 平成23年~平成27年 (5年間)

(5) 地域福祉実践計画 平成27年~見直し・策定年度

平成28年~令和2年 (5年間)

3 SDGsへの取り組みについて

SDGsとは、「持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals)」のことで 2015年9月の国連サミットで採択された2030年までの持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴールから構成され、地球上の「誰一人取り残さない(leave no one behind)」ことを誓っています。

SDGsの17のゴールは、社会的に弱い立場にある方々を含めて、一人ひとりを排除や孤独から守り、社会(地域社会)の一員として取り組み、支えあう考え方です。なお、日本では、豊かで活力のある「誰一人取り残さない」社会を実現するために、2020年から10年間にわたり、目標達成に向けて積極的に取り組んでいくことが明言されています。

2020年に起きた新型コロナ感染症拡大によって、あらゆるものを取り巻く環境が大きく方向転換し、将来が見通せない状況が続いているなか、今後、超少子高齢化や労働人口の減少に伴いさまざまな課題が浮き彫りとなってきていますが、地方自治体が、主体的にSDGsを活用し、企業・NPO・教育機関・住民などさまざまに連携して地域課題の解決を目指すことは、とても重要であると言われています。

そのためにも、私たち稚内市社会福祉協議会は視点を変え、さまざまな地域福祉サービスの提供を行う企業として地域の皆さんが共に支え合い、いつまでも安全・安心なまちで暮らせるような地域をつくるために地域活動に取り組むこと、更には、社協職員自らが身近な地域で自分たちができることを考え、行動に移すよう取り進めていきます。

稚内市社会福祉協議会では、SDGsの17目標中 目標3で掲げている「すべての人に健康と福祉を」を主たる柱とし、地域にある「困りごとへの対応」や「市民による支えあい活動」の推進等を積極的に取り組み、地域住民の方々や企業・団体等と連携しながらSDGsの普及促進に向けての意識づくりを取り入れていきます。

また、社会福祉協議会がおかれている環境を的確に把握し、地域の住民すべての人々の 健康的な生活を確保し、福祉を促進するために適切な医療や福祉、支援者につなぎ、当事 者やその家族をサポートに努めていきます。

稚内市社会福祉協議会における SDGsの実現に向けての目標





目標-① 相談支援体制づくり

現状の制度やサービスでは解決出来ない住民の個別ニーズを すくい上げ、行政や地域と連携しながら、困りごとを抱える 人の相談に寄り添う支援に取り組みます。











目標-2 幅広い世代でのまちづくり

だれもが心の豊かさと幸せを実感できるよう、住民同士がつながる福祉活動、ネットワークづくりに取り組みます。また、地域での「互助」を大切にし、いつまでも住み続けたいと思えるまちづくりに取り組みます。











目標-③ 地域での人材(財)づくりと育成

市民向けの講座や研修会を開催し、福祉に対する意識の向上、地域福祉の担い手として新たな人材(財)の育成を推進するとともに、職員研修を充実し、福祉サービスの質向上に取り組みます。











目標-④ 職場づくりと働きがいづくり

働き方改革に基づき、職員が働きやすい職場環境の整備を推進するとともに、働きがいのある職場づくり(労働の質の向上)に取り組みます。職業人としての個人による取り組み。











目標-⑤ 災害ネットワークづくりと応急体制の整備

ボランティア(災害ボランティアを含む)の機能を強化します。平時から多職種・他分野との連携による安心・安全のまちづくりに行政等と連携し、災害時の取り組みや相談機能の連携について充実を図ります。





目標-6 社会福祉協議会としての使命

法人の自主性、公益性にふさわしい経営組織の構築、組織・ 事業の透明性向上、地域における地域貢献活動に積極的な取 り組みを図ります。

SDGs達成に向けた取り組み

1 貧困を なくそう **パンデード**

目標1【貧困】

あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に 終止符を打つ



目標2【飢餓】

飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養 の改善を実現し、持続可能な農業を促進 する



目標3【保健】

あらゆる年齢のすべての人々の健康的な 生活を確保し、福祉を促進する



目標4【教育】

すべての人々に包摂的かつ公平で質の高 い教育を提供し、生涯学習の機会を促進 する



目標5【ジェンダー】

ジェンダー平等を達成し、すべての女性 及び女児のエンパワーメントを図る



目標6【水•衛生】

すべての人に水と衛生へのアクセスと持 続可能な管理を確保する



目標7【エネルギー】

すべての人々に手ごろで信頼でき、持続 可能かつ近代的なエネルギーへのアクセ スを確保する



目標8【経済成長と雇用】

すべての人のための持続的、包摂的かつ 持続可能な経済成長、生産的な完全雇用 および働きがいのある人間らしい仕事を 推進する



目標9【インフラ、産業化、 イノベーション】

強靱なインフラを整備し、包摂的で持続 可能な産業化を推進するとともに、技術 革新の拡大を図る



目標10【不平等】

国内及び国家間の格差を是正する



目標11【持続可能な 都市】

都市と人間の居住地を包摂的、安全、強 靱な持続可能にする



目標12 【持続可能な 消費と生産】

持続可能な消費を生産のパターンを確保 する



目標13【気候変動】

気候変動とその影響に立ち向かうため、 緊急対策を取る



目標14【海洋資源】

海洋と海洋資源を持続可能な開発に向け て保全し、持続可能な形で利用する



目標15【陸上資源】

陸域生態系の保護、回復および持続可能 な利用の推進、森林の持続可能な管理、 砂漠化への対処、土地劣化の阻止及び逆 転、ならびに生物多様損失の阻止を図る



目標16【平和】

持続可能な開発に向けて平和で包摂的な 社会を推進し、すべての人に司法へのア クセスを提供するとともに、あらゆるレ ベルにおいて効果的で責任ある包摂的な 制度を構築する



目標17【実施手段】

持続可能な開発に向けて実施手段を強化 し、グローバル・パートナーシップを活 性化する



II 稚内市の地域福祉の現状と課題

1 稚内市の現状

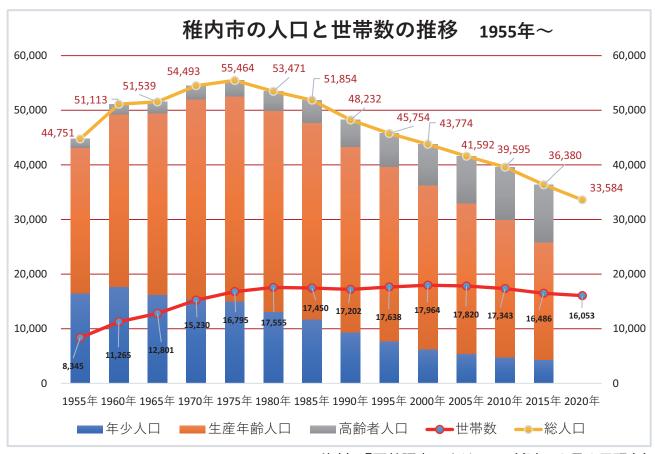
(1)人口の状況

▶人□と世帯数の推移

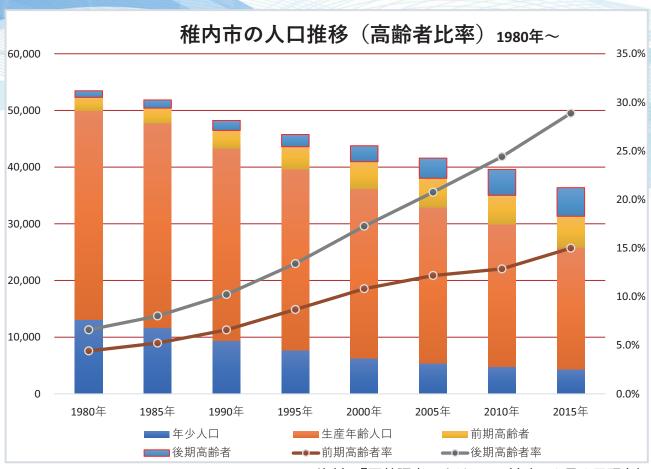
国勢調査によると、1975 (S50) 年をピークに減少傾向にあります。1960年より年少人口は減少傾向であり、逆に高齢者率(人口総数に対する65歳以上人口の占める帆割合)は増加傾向を示している。なお、世帯数については、微増ではあるが横ばいの傾向を示している。

人生100年時代と呼ばれるほど平均寿命が伸びております。稚内市における平均寿命において、2015年(H27年)の平均寿命は男性79.6歳、女性85.1歳(全国下位2位)(男女差5.5歳)となっており、全国においては、男性80.8歳、女性87.0歳、北海道は、男性80.3歳、女性86.8歳となっており、健康寿命についても、同様の傾向を示しているが、国や北海道の平均寿命よりは男女とも短い状況となっている。2016年の全国の平均寿命では、男性80.98歳(前年比+0.18歳)、女性87.14歳(前年比+0.14歳)と伸びていることを示しています。

出生数については、少子化が問われているように減少が続いている。なお、合計特殊出 生率においても大きな変動はない状況が続いている。



資料:『国勢調査』より (各年10月1日現在)

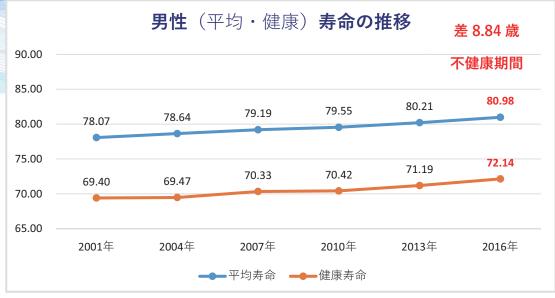


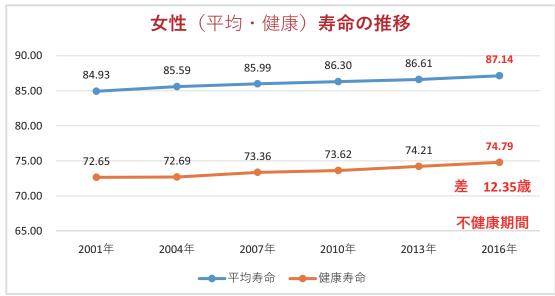
資料:『国勢調査』より (各年10月1日現在)

▶男女別 平均寿命と健康寿命の推移



資料: 厚生労働省『簡易生命表、人口動態統計』より





平均寿命と健康寿命との差、「不健康期間」に注目!!

「不健康期間」とは、高齢になり、健康上の問題で日常生活に制限のある状態で暮らす 期間

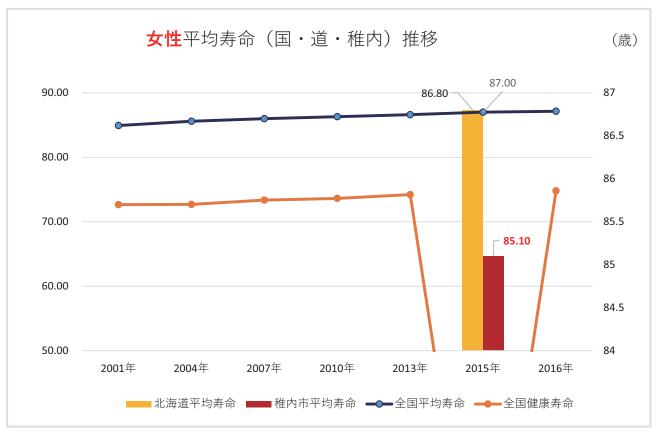
日本寿命は世界トップ クラスだけど、不健康 期間は平均より長い。 平均寿命が長く、かつ、 不健康期間が短ければ 短いほど、健康な状態 で長く生きられる。



出典: WHO「World Health Statistics 2019」

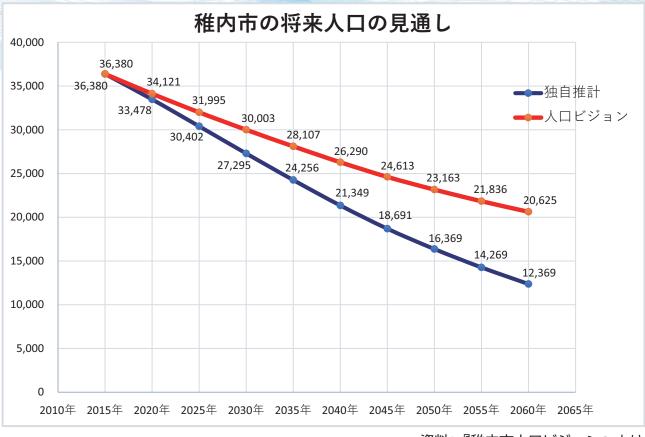
▶男女別 平均寿命の推移(2015年 全国·北海道·稚内の比較)





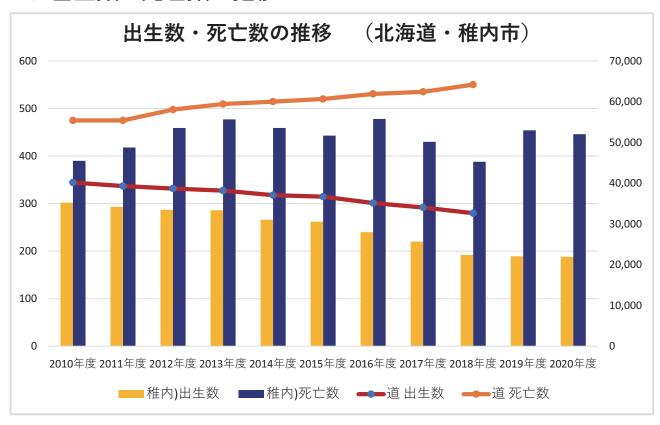
資料: 厚生労働省『簡易生命表、人口動態統計』より

》 将来人口推計



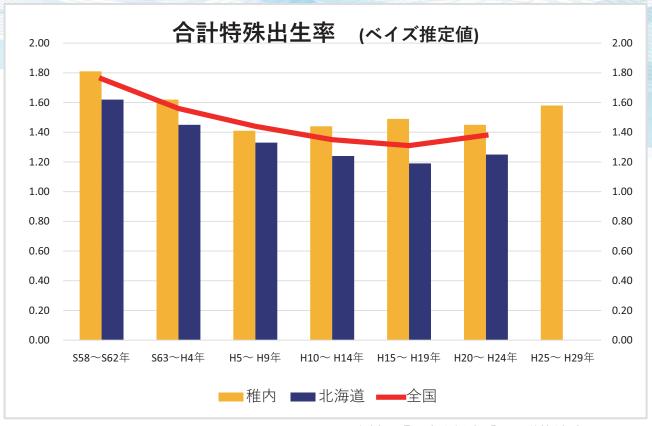
資料:『稚内市人口ビジョン』より

▶出生数・死亡数の推移



資料 『厚生労働省「人口動態統計」 』より

▶合計特殊出生率の推移



資料 『厚生労働省「人口動態統計」 』より

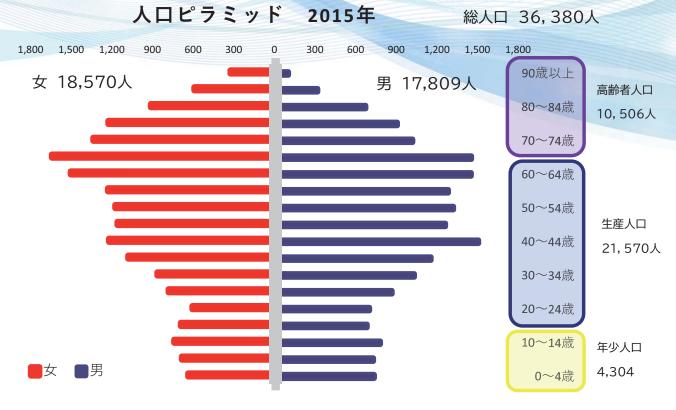
【参考資料】「宗谷管内と稚内市」人口と世帯数 国勢調査より

区分	人口				世帯			
<u></u>	2020年	2015年	増減数	増減率	2020年	2015年	増減数	増減率
全道 計	5,228,885	5,381,733	▲ 152,848	-2.80%	2,471,140	2,444,810	26,330	1.10%
市計	4,314,143	4,395,172	▲ 81,029	-1.80%	2,058,469	2,021,698	36,771	1.80%
町村 計	914,742	986,561	▲ 71,819	-7.30%	412,671	423,112	▲ 10,441	-2.50%
宗谷管内	人口					世	带	
小石百円	2020年	2015年	増減数	増減率	2020年	2015年	増減数	増減率
稚内市	33,584	36,380	▲ 2,796	-7.7%	16,053	16,486	▲ 433	-2.6%
猿払村	2,612	2,684	▲ 72	-2.7%	1,238	1,174	64	5.5%
浜頓別町	3,454	3,881	▲ 427	-11.0%	1,719	1,845	▲ 126	-6.8%
中頓別町	1,638	1,757	▲ 119	-6.8%	774	775	1	-0.1%
枝幸町	7,579	8,437	▲ 858	-10.2%	3,518	3,772	▲ 254	-6.7%
豊富町	3,975	4,054	▲ 79	-1.9%	1,946	1,782	164	9.2%
礼文町	2,510	2,773	▲ 263	-9.5%	1,244	1,353	▲ 109	-8.1%
利尻町	2,005	2,303	▲ 298	-12.9%	1,038	1,154	▲ 116	-10.1%
利尻富士町	2,457	2,787	▲ 330	-11.8%	1,199	1,264	▲ 65	-5.1%
幌延町	2,373	2,447	▲ 74	-3.0%	1,231	1,138	93	8.2%
町村 計	28,603	31,123	▲ 2,520	-8.1%	13,907	14,257	▲ 350	-2.5%
管内 計	62,187	67,503	▲ 5,316	-7.9%	29,960	30,743	▲ 783	-2.5%

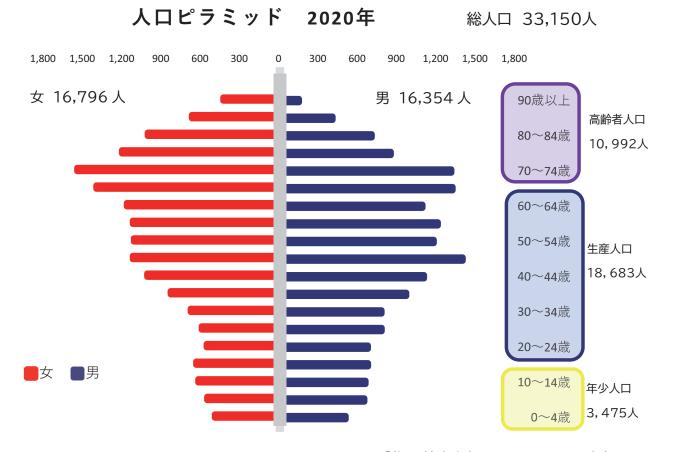
国勢調査 北海道内(全35市)人口と世帯数のランキング(前回比較)

				\							世帯			
区分	2020:	年	2015	ŧ	増 減	数	増減率	2020:	年	2015	年	増 減	数	増減率
		ランク		ランク		ランク	H.,,,,		ランク		ランク		ランク	
赤平市	9,707	32位	11,105	32位	▲ 1,398	10位	-12.6%	4,491	32位	4,980	32位	▲ 489	23位	-9.8%
旭川市	329,513	2位	339,605	2位	▲ 10,092	33位	-3.0%	156,185	2位	155,747	2位	438	8位	0.3%
芦別市	12,578	31位	14,676	31位	▲ 2,098	19位	-14.3%	6,048	31位	6,862	31位	▲ 814	30位	-11.9%
網走市	35,783	19位	39,077	19位	▲ 3,294	28位	-8.4%	17,241	19位	18,035	19位	▲ 794	29位	-4.4%
石狩市	56,934	15位	57,436	15位	▲ 502	5位	-0.9%	23,055	15位	22,632	15位	423	9位	1.9%
岩見沢市	79,424	12位	84,499	12位	▲ 5,075	29位	-6.0%	35,381	12位	36,155	12位	▲ 774	28位	-2.1%
歌志内市	2,989	35位	3,585	35位	▲ 596	6位	-16.6%	1,423	35位	1,665	35位	▲ 242	14位	-14.5%
恵庭市	70,378	13位	69,702	13位	676	3位	1.0%	30,133	13位	28,846	13位	1,287	6位	4.5%
江別市	121,145	7位	120,636	9位	509	4位	0.4%	53,925	8位	51,983	9位	1,942	4位	3.7%
小樽市	111,422	9位	121,924	7位	▲ 10,502	34位	-8.6%	52,704	9位	55,466	8位	▲ 2,762	35位	-5.0%
帯広市	166,690	5位	169,327	6位	▲ 2,637	25位	-1.6%	80,104	5位	77,707	6位	2,397	3位	3.1%
北広島市	58,234	14位	59,064	14位	▲ 830	7位	-1.4%	24,621	14位	23,551	14位	1,070	7位	4.5%
北見市	115,608	8位	121,226	8位	▲ 5,618	30位	-4.6%	55,070	7位	56,202	7位	▲ 1,132	31位	-2.0%
釧路市	165,230	6位	174,742	4位	▲ 9,512	32位	-5.4%	80,161	4位	82,078	4位	▲ 1,917	32位	-2.3%
札幌市	1,975,065	1位	1,952,356	1位	22,709	1位	1.2%	966,009	1位	921,837	1位	44,172	1位	4.8%
士別市	17,872	29位	19,914	29位	▲ 2,042	17位	-10.3%	8,180	29位	8,650	29位	▲ 470	21位	-5.4%
砂川市	16,506	30位	17,694	30位	▲ 1,188	9位	-6.7%	7,593	30位	7,858	30位	▲ 265	15位	-3.4%
滝川市	39,533	18位	41,192	18位	▲ 1,659	12位	-4.0%	18,695	17位	18,651	17位	44	11位	0.2%
伊達市	32,857	21位	34,995	21位	▲ 2,138	21位	-6.1%	14,846	21位	15,054	21位	▲ 208	12位	-1.4%
千歳市	98,019	10位	95,648	10位	2,371	2位	2.5%	43,712	10位	40,638	11位	3,074	2位	7.6%
苫小牧市	170,234	4位	172,737	5位	▲ 2,503	23位	-1.4%	79,994	6位	78,298	5位	1,696	5位	2.2%
名寄市	27,289	22位	29,048	22位	▲ 1,759	13位	-6.1%	12,789	22位	13,086	22位	▲ 297	16位	-2.3%
根室市	24,669	23位	26,917	23位	▲ 2,248	22位	-8.4%	11,156	24位	11,383	23位	▲ 227	13位	-2.0%
登別市	46,447	16位	49,625	16位	▲ 3,178	27位	-6.4%	20,927	16位	21,681	16位	▲ 754	26位	-3.5%
函館市	251,271	3位	265,979	3位	1 4,708	35位	-5.5%	121,570	3位	123,950	3位	▲ 2,380	34位	-1.9%
美唄市	20,430	26位	23,035	25位	▲ 2,605	24位	-11.3%	9,401	27位	10,173	26位	▲ 772	27位	-7.6%
深川市	20,062	28位	21,909	28位	▲ 1,847	15位	-8.4%	9,188	28位	9,669	28位	▲ 481	22位	-5.0%
富良野市	21,156	25位	22,936	26位	▲ 1,780	14位	-7.8%	9,561	26位	9,929	27位	▲ 368	17位	-3.7%
北斗市	44,331	17位	46,390	17位	▲ 2,059	18位	-4.4%	18,110	18位	18,508	18位	▲ 398	18位	-2.2%
三笠市	8,038	33位	9,076	33位	▲ 1,038	8位	-11.4%	3,825	33位	4,254	34位	▲ 429	19位	-10.1%
室蘭市	82,457	11位	88,564	11位	▲ 6,107	31位	-6.9%	41,496	11位	43,616	10位	▲ 2,120	33位	-4.9%
紋別市	21,224	24位	23,109	24位	▲ 1,885	16位	-8.2%	11,213	23位	11,127	24位	86	10位	0.8%
夕張市	7,341	34位	8,843	34位	▲ 1,502	11位	-17.0%	3,814	34位	4,539	33位	▲ 725	25位	-16.0%
留萌市	20,123	27位	22,221	27位	▲ 2,098	19位	-9.4%	9,795	25位	10,402	25位	▲ 607	24位	-5.8%
稚内市	33,584	20位	36,380	20位	▲ 2,796	26位	-7.7%	16,053	20位	16,486	20位	▲ 433	20位	-2.6%
全市 計	4,314,143	全35市	4,395,172		▲ 81,029		-1.8%	2,058,469		2,021,698		36,771		1.8%

【参考資料】年齢別男女人口

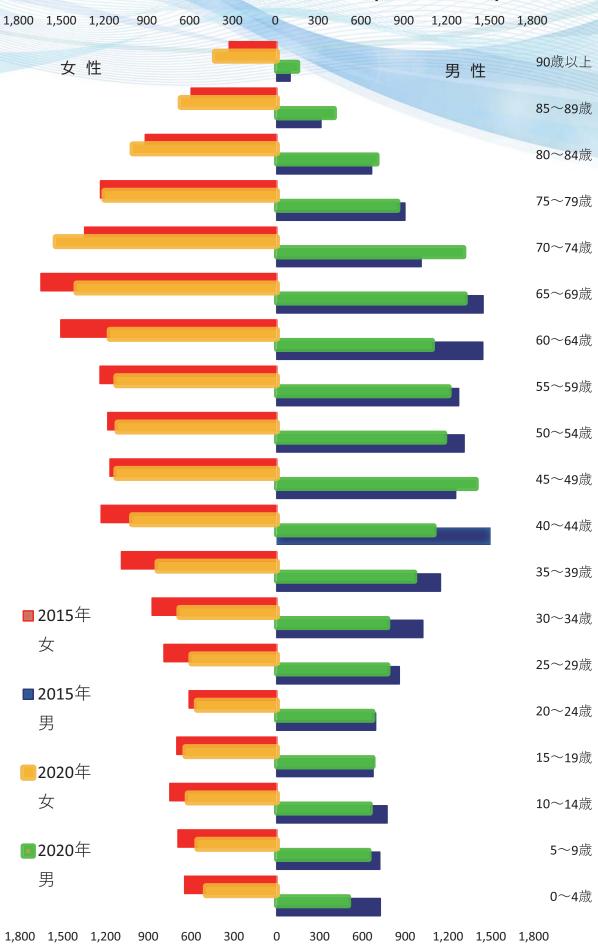


「国勢調査より 10.1 時点」



「住民基本台帳より R2.9.30 時点」

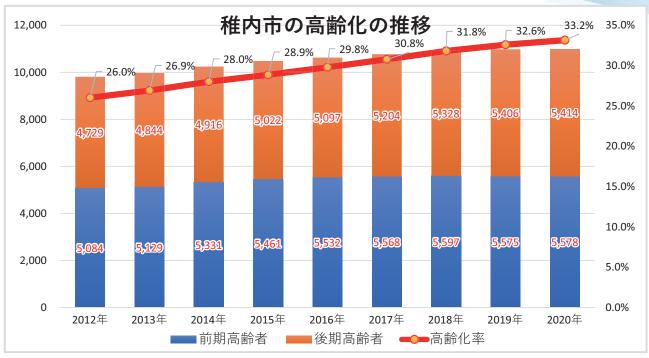
人口ピラミッド 男女別比較(20年-15年)



(2) 高齢者の状況

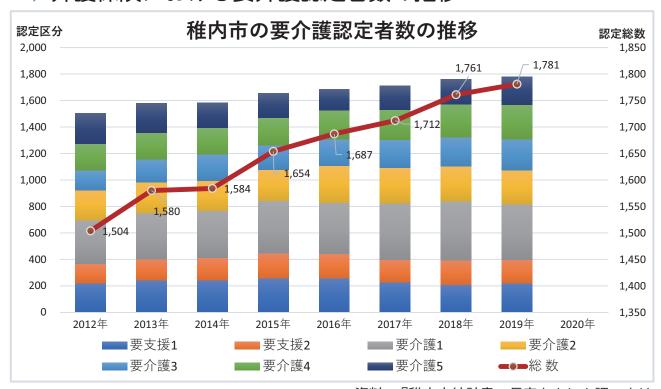
▶高齢化率の推移

2020年と2015年比較では、前期高齢者117名増加、後期高齢者392名増加、65歳以上の高齢化率では43ポイント増加、今後も後期高齢者は増加すると推計される。同様に介護認定も増加を示している。令和2年1月時点の高齢化率では、全国36.7%、北海道31.7%、稚内33.1%(道内145位)



資料: 『稚内市統計書 住民基本台帳 』より (各年9月30日現在)

▶介護保険における要介護認定者数の推移

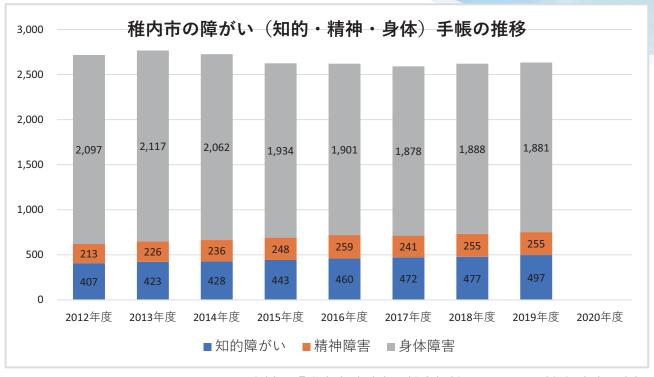


資料: 『稚内市統計書 長寿あんしん課』より

(3) 障がい者の状況

各手帳交付状況の推移

手帳の所持者数は、ほぼ横ばいとなっており、全体の70%は身体障害が占めている。また、身体障害のうち、約半数近くを肢体不自由が占めている。



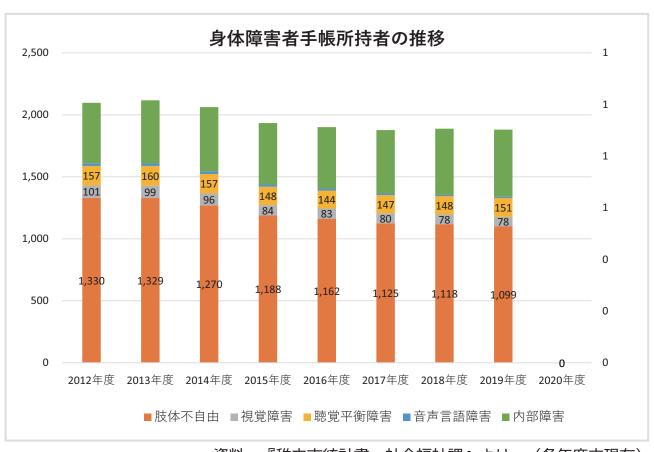
資料 『稚内市統計書 社会福祉課』より (各年度末現在)



資料 『稚内市統計書 社会福祉課』より (各年度末現在)



資料 『稚内市統計書 社会福祉課』より (各年度末現在)

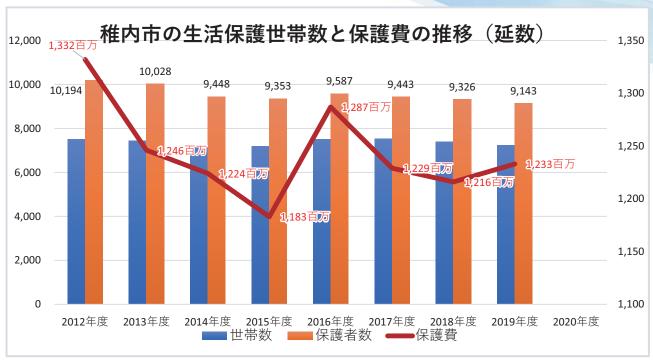


資料 『稚内市統計書 社会福祉課』より (各年度末現在)

(4) 生活困窮の状況

▶生活保護世帯と保護費の推移

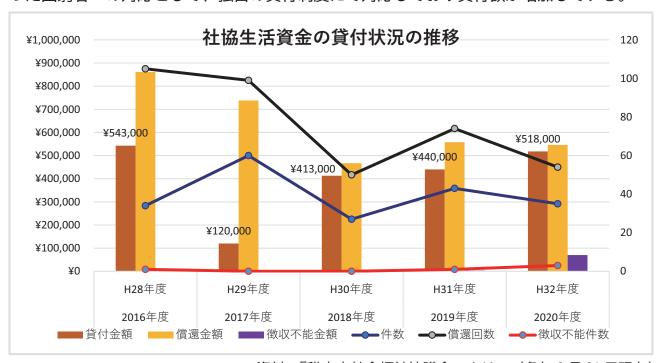
保護世帯数、保護者数について、ここ数年はほぼ横ばいとなっているが、保護費は、医療費等の動向によっては変動が見られる。



資料:『稚内市社会福祉課』より (各年3月31日現在)

▶貸付金の推移(社協)

20年は新型コロナの影響に伴う、国の各種貸付金制度を利活用しているが、対象外となった困窮者への対応として、独自の貸付制度にて対応しており貸付額が増加している。



資料:『稚内市社会福祉協議会』より (各年3月31日現在)

2 稚内市社会福祉協議会の現状と課題

(1) 事業内容

社会福祉協議会は「地域福祉の推進を図ること」を目的とすると、社会福祉法第109条 に規定されている営利目的ではない民間の団体組織です。また、社会福祉法において社会 福祉協議会の事業は、以下のとおり、

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るため に必要な事業と規定されております。

上記の事業目的を達成するべく、私たち『稚内市社会福祉協議会』では、次のとおり積極的に取り組んでいます。

1つ目は、「ネットワークと地域づくり」として、誰もが住み慣れた地域で暮らし続けるには、社協をはじめ、町内会や民生児童委員、老人クラブ、各種団体とも協力関係を維持しつつ、福祉サービス提供者、ボランティア、NPOなどがネットワークを組み、それぞれの特徴を活かしながら稚内らしい地域づくりを推進します。

2つ目は、「ともに生きる豊かな地域社会」をめざし、地域住民、ボランティア・NPO、民生委員・児童委員、社会福祉法人・福祉施設等とともに、ボランティア活動、地域福祉活動を通じ、誰もがいきいきと安心して暮らせる、つながりづくりを推進します。

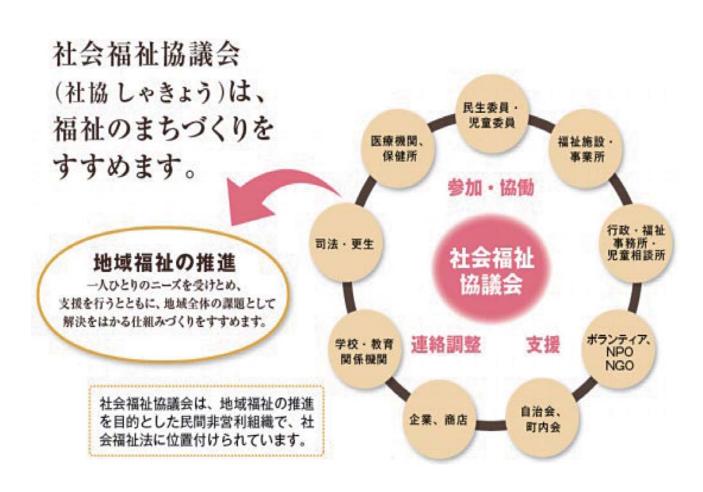
3つ目は、「地域問題解決力としくみづくり」であり、地域福祉の推進役として、新しい地域福祉の姿をめざして、地域の住民ニーズに応えた事業展開とより細やかな地域福祉の基盤づくりをめざす必要があります。さらに加えれば住民が主体となり地域問題への観察力や気づく力を磨き、問題を発見後、誰に相談して、どのように支えるのか、その仕組みを公私協働でつくり、できるだけ地域内で問題を解決できるようにして実施し、きちっと振り返りをするというルールをみなさんでつくることを推進します。

4つ目は、「社協の使命」を遂行することであり、より住民相互の助け合いや交流の輪を拡大し、共に支え合う地域社会づくり、生活に直結した事業の見直しと各種事業の振り返り、種々社会情勢を勘案しながら継続性のある事業の組み直し、社協PRと広報活動の充実、経営感覚を持った社協運営を目指し、各種事業を行います。

このように私たち社会福祉協議会は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を効果的かつ適正に行うため、経営基盤の強化を図るとともに、地域の住民のひとりひとりが「ともに支え合い、安心して暮らせる福祉のまちづくり」を目指し、ともに活動し事業に取り組んでおります。

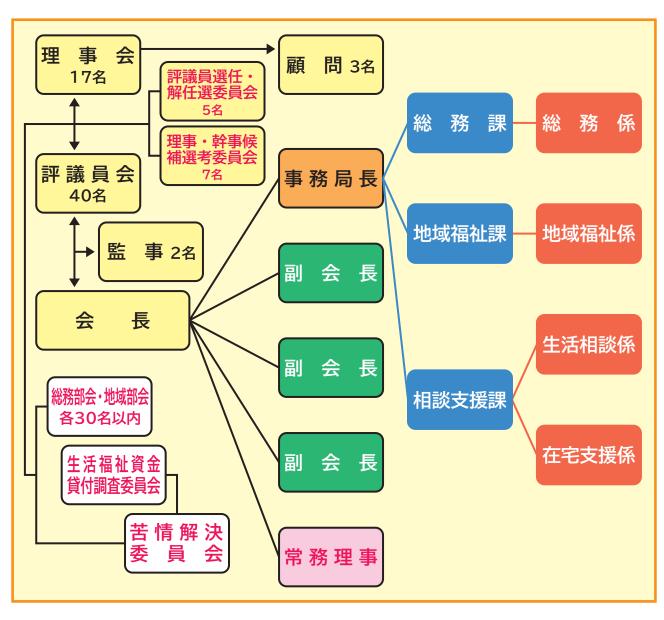
【目標達成のための事業】

- ①保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡
- ②共同募金事業への協力
- ③福祉サービス利用援助事業
- ④居宅介護等事業
- ⑤保健衛生、社会教育を目的とする事業との連絡
- ⑥愛情銀行活動の推進
- ⑦ボランティア活動の振興
- ⑧ふれあい総合相談所の設置に関する事業
- ⑨低所得者に対する生活資金の貸付に関する事業
- ⑩稚内市総合福祉センターの管理運営に関する事業(受託)
- ①稚内市ホームヘルプサービスに関する事業(受託)
- ②宗谷圏域障害者総合相談支援センターの運営に関する事業(受託)
- ③生活困窮者自立促進支援に関する事業
- 仰その他目的達成のために必要な事業

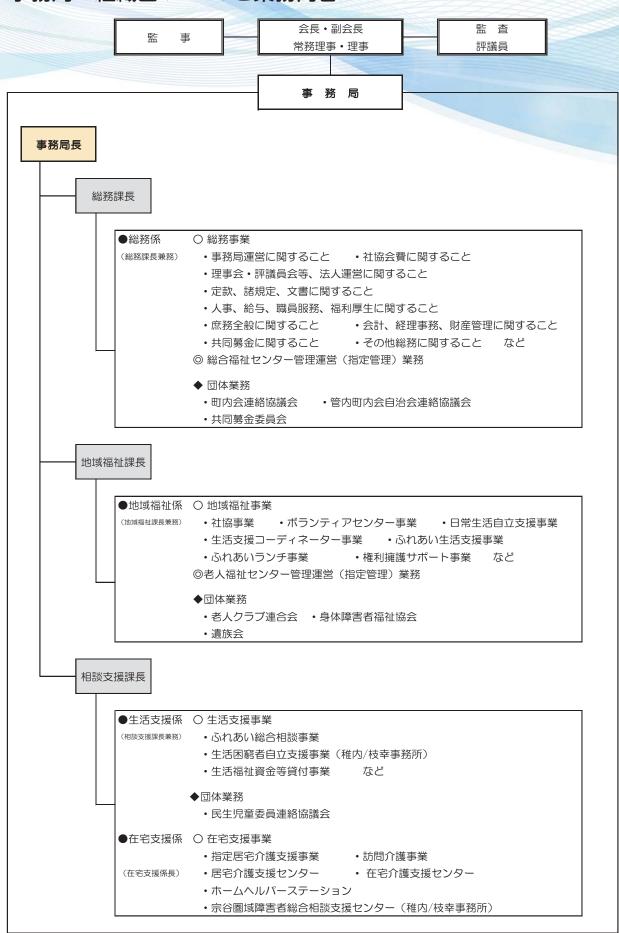


(2) 稚内市社会福祉協議会の組織体制(役員)





事務局 組織図(再掲載)と業務内容



(3) 社会福祉協議会の課題

本協議会は社会福祉事業(13事業)と公益事業(4事業)の計17事業を展開しており、 法人運営事業を担当する総務課を始め、ボランティアセンター事業等を担当する地域福祉 課、ふれあい生活支援事業や生活困窮者支援、在宅介護事業や訪問介護事業を主な業務と している相談支援課の併せて3課4係体制からなる事務局により管理運営されております。

本協議会の財源は、概ね、補助金50%、委託収入31%、会費収入4%、保険収入14%、その他1%程度となっており、事業実施に必要な人件費については大半が行政からの補助金で賄いながらも、自主事業と委託事業を実施しております。また、市民の方々からの社協会費や寄附金、共同募金配分金収入が主なものとなっているほか、介護保険・障害者サービス等事業収益と各種施設運営事業等の受託金収入となっており、福祉事業という形にして地域へ還元し、サービスを提供する形をとっており、社協を動かす原動力として大切な財源となっております。

業務内容については、社会福祉法で明記されているほか、前頁「目標達成のための事業」 (参照)で掲げ事業を展開し地域福祉を担っております。 組織的な人員の配置基準や財 源根拠については、明白な根拠については位置付けされていないため、継続的な委託事業 を受託しスタッフを確保(増員)したり、福祉サービスを継続展開する業務形態が定着し てきております。

平成12年度に介護保険事業が創設されて以降、本協議会も訪問介護事業(ホームヘルプサービス事業)と居宅介護支援事業(ケアプラン作成)を展開しておりますが、当該地域の特性もあり、当初より遠方や郡部への訪問介護員の派遣やケース困難な家庭への支援なども含めて他の事業所が敬遠するようなケースも法人の社会的責任という使命感をもって、採算を度外視したサービス提供が多数抱えて、事業としての収支均衡をとるべき経営的な視点は後回しとなった結果、今後の事業継続が大変厳しい状況が浮き彫りとなっているところであります。

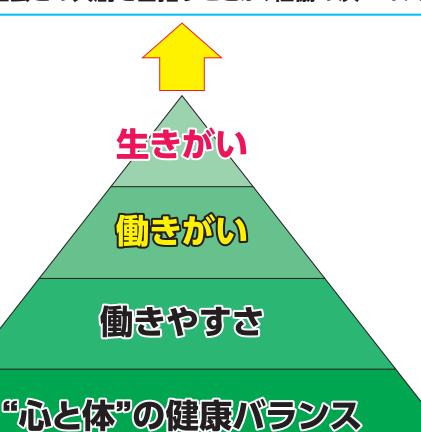
社会福祉法人が本来持っている社会的意義や社会的責任なり、地域貢献的な役割は今後においても必要であると認識しておりますが、先にも述べたとおり社協自体があくまでも民間団体であり、事業の性格上、利益優先の民間団体ではないことから、慢性的な赤字体質を引きずり、抜本的な対策を見いだせない状況が継続しているものと認識しているところでもあります。近年、介護保険事業が広く認知され、市内には民間事業所も多数増えてきており、当事業所も市内に数少ない事業所の1つとして重要な役割を担ってきましたが、先に述べたとおり今後の法人としての介護事業の転換をも検討するタイミングが迫ってきております。

そうした状況下、介護保険事業に限らず、障害者総合支援事業における相談業務などの 委託業務を積極的に受託するなど、専門スタッフを確保し業務を継続してはおりますが、 近年では、社協本来の業務である「地域福祉の推進」にかかる事業の展開等を含め、専門 資格等を有する職員を公募しても採用に至らず、職員不足といわざるを得ない状況となっ ています。そうした、職員不足の要因として①低賃金化②職員の高齢化などが挙げられ、 今後、ますます事業継続が困難を極める社会環境が続く状況となってきており、中長期的 な事業計画を再検討しなければならないという課題と受け止めております。 しかしながら、地域の方々と一丸となり各事業を展開し「まちづくり」を通じて社協業務を支えてくれているのは、まさしく「職員=ひと」であります。そのためには、職員からの信頼を得られるためにも、職員の経験度アップやスキルアップを図ることでの生きがいのある職場を職員と共に創り上げていく、『②②日間』日間』 という共創システムが社協の価値観を高めることで、市民の方への円滑なサービス提供ができ、安心・安全な事業運営や職場環境の整備ができること、そのためにはまずは職員の確保・育成を最優先課題とし、業務の割合と職員数のバランス、福利厚生も含めて条件の改善等の検討を図りつつ、働く側の視点に立って再点検などを日常的に取り組む必要があります。

『職員=人財』が成長することで、

地域福祉の発展に寄与することができる。

人との共創、社会との共創を目指すことが、社協の次へのステップ!!



これらの状況を踏まえ、社会福祉協議会に求められている役割とは何かを再度と意識し、 住民が求めている姿の実現に向け、次の問題解決に取り組むことが需要と捉えています。

1点目 社協の認知度問題、2点目 財源確保問題、3点目 人財(材)確保問題が挙げられるが、全ての事項の改善策の根源は、1点目の社協の認知度を上げることにあり、地域活動に興味のない若年層の家族、核家族世帯に社協と接触する機会を与えるなどが社協の存在を周知し情報発信を行うなどその結果が会員増加、自主財源の確保、事業展開の人財が集う職場となり、真の意味で地域の人々が自主的に運営する社協となり、地域全体でサポート体制を構築できると認識しています。

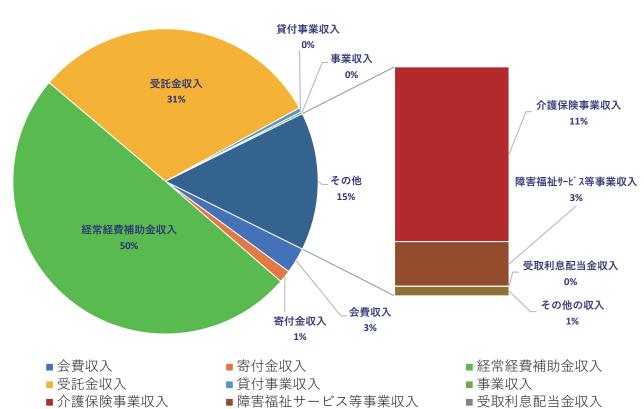
(4) 社会福祉協議会の財政状況 【サービス活動収益】

(単位:千円)

会費収入	4,210
寄付金収入	2,013
経常経費補助金収入	76,272
受託金収入	47,171
貸付事業収入	697
事業収入	328
介護保険事業収入	17,086
障害福祉サービス等事業収入	4,365
受取利息配当金収入	11
その他の収入	925
事業活動収入 計	153,078

令和2年度 決算書より

事業活動収入状況 (令和2年度)



(5) これからの地域づくりの方向性(地域づくり戦略) "With & After" コロナ禍での地域活動について

2019年から始まり2020年に入ってから日本を含め全世界に蔓延した新型コロナウイルス感染症は、人と人が接触する機会を奪うとともに、経済をはじめ生活スタイルのあり方にも大きな影響を与えています。医療提供体制が逼迫するなか、コロナ感染により医療体制が機能不全となり、"必要な医療が受けられない医療難民"が出て、救急搬送のたらい回しが現実に始まっているほか、経済活動が停滞していることから、深刻な人手(人材)不足が顕著となってきています。

福祉社会(介護を含む)においても、感染下において感染の恐怖からサービス提供を控える事業所やサービスを拒む家庭も出てくる社会生活の弊害が出てきております。そうしたなか、人手不足によりサービス基盤が大きく揺らいでいるところでもあり、介護(福祉)崩壊が現実化し、医療と同様に受けられるサービス提供が受けられないと言う社会が深刻となりつつあり、感染症の行く末が見込めない状況の中、今後の医療や福祉などを含めた地域のあり方は非常に不明確なものとなっています。

菅首相は首相就任の会見で、国の基本は『自助・共助・公助』であると宣言しており、「まず、自分でできることは自分でやる。自分でできなくなったら、まずは家族とか、あるいは地域で支えてもらう。そしてそれでもダメであれば、それは必ず国が責任を持って守ってくれる。そうした信頼のある国づくりというものを行っていきたい」と述べており、国の役割を最小限にとどめる『小さな政府』とすることを宣言、経済の発展や国民生活の向上につながると述べており、結果、新型コロナウイルス感染が拡大した背景の一端とも言えなくもありません。

感染拡大並びに長期化の影響により、地域住民は3密の回避や外出を控える生活が強く 求められており、その結果、「こころとからだ」の健康を維持し、これまでと同様に健や かに暮らしていくことが非常に難しい社会状況となってきている。

そのため、住民自身が、自分の「"こころの健康"と"からだの健康"」を守るという意識を持ち、食生活や日常生活を見直すことが必要であり、社会福祉協議会では、住民の健康増進活動の一助となるべく体制の支援に努めていくことも求められている。

『2025年問題』戦後すぐの第一次ベビーブーム(1947年~1949年)の時に生まれた、いわゆる"団塊の世代"が後期高齢者(75歳)の年齢に達し、医療と介護などの社会保障費の急増が懸念される問題。国民の4人に1人が75歳になるという『超・超高齢社会』。

さらには、『2040年問題』2040年には日本の人口は約1億1000万人になり、1.5人の現役世代が1人の高齢世代を支えるカタチとなり、85歳以上の人口が高齢人口の3割以上近くとなり、高齢世代がさらに高齢化する時代が到来すると言われている。

更には、急速な少子高齢化など社会情勢の変化に伴う医療・福祉ニーズの多様化に対応するため社会福祉制度が大きく変革している中、時の流れは「地域包括ケア」「地域共生社会」の実現に向けて舵を切っており、今後は高齢世代の困窮化も進み、高齢化が衰えず人手不足の時代が続くと言われています。

そうした中、本人の力や住民相互の力も引き出して、介護予防や日常生活支援を進めて いくことをもう一つの柱にしていくことが必要となると考えられます。このことは、高 齢介護福祉政策にとどまらない、「地域づくり」を進めることとほぼ同義であるとされて おります。

市町村にとって、自治体の存立に関わる根源的な役割と言えます。しかし、そこでの自 治体の立場は住民に依存されるだけの存在ではなく、むしろ「地域の課題は地域で解決す る」との気持ちを持つ住民こそが主体であり、意識や認識を変える必要があると述べられ ています。

そのため、国は「これからの地域づくり戦略」として、以下の戦略を掲げています。

第1部 集い編

▶高齢者が集えば、地域が変わる

第2部 互い編

▶互助を見つける、互助を育む

第1部 集い編

高齢者が集えば、地域が変わる ▶地域を変える起点

きっかけは高齢者にあり

参加することで元気になる集まることで地域がつながる

第2部 互い編

互助を見つける、互助を育む ▶ 互助が地域の高齢者の暮らしを支える

介護 (事業者)

医療 (医療機関)

健康づくり (行政等)



日々の生活の支援 (地域の支え合い・互助)

- ・近所づきあい、町内会、老人クラブ
- ・ボランティア、認知症サポーター、 生活支援員

第3部 知恵を出し合い編

他職種が知恵を出し合い、地域の課題を解決する

地域の課題は、 地域が解決

・専門職が知恵を持ち寄る場(地域ケア会議) 支援のマッチングができる



地域の住民が主体的に進める予防や支え合いの取組は、多様なかたちをとりつつ、相互に関連し合いながら、さらに充実していくことが期待されており、積極的な介護予防・日常生活支援の取組、すなわち「地域づくり」の取組が求められています。

- ※誰もが元気で活躍できる社会づくり(まちづくり)のために
 - ◎地域共生、地域の支え合い
 - ◎健康関心へのアピール・・・疾病予防、介護・認知予防

社会福祉協議会は地域における公益的活動の責務を認識し、市内に所在している医療機関や福祉機関などと連携の強化を図りつつ顔の見える関係づくりを進め、行政機関と一体となり地域住民が求める事業の取組みを進めて行くことが重要となっております。

2040年を見据えた社会保障・地域共生社会(抜粋) 厚生労働省地方厚生(支)局業務支援特別プロジェクト推進室より



3 市民の意識 (アンケート調査の結果(抜粋))

市民アンケート依頼先一覧

【福祉団体】(アンケート数全体に占める割合 2	28.3%)
-------------------------	--------

依頼先	内 訳	配付数
1. 町内会長		66名
2. 民生委員児童委員	全地区民生児童委員	119名
3. 老人クラブ	42クラブの会長と副会長	103名
4. 稚内身体障害者福祉協会	会員全員	31名
5. 町内会福祉委員	福祉部設置60町内会代表福祉委員	60名
		小計379名

【学 生】(アンケート数全体に占める割合 68.9%)

	<u> </u>		
6. 稚内北星学園大学学生	全体124名のうち日本人69名		69名
7. 稚内大谷高等学校	全学年		257名
8. 稚内高等学校	全日普通科、商業科、		
	衛生看護科、専攻科、定時制		597名
·	·	(2)	小針の22夕

② 小計923名

【関係機関】(アンケート数全体に占				
9. 稚内市内の社会福祉	高齢者関係・障がい児者関係			38名
	事業所管理者			
		(3)	小計	38名

【結果】

市民アンケート総数		①+②+③=1,340名
回答率•他	回答率 82.46%	回答者1,105名

《市民アンケート調査について総論》

【年齢や世帯のことなどについて】

- ・男女比率についてほぼ同数であった。
- ・年齢構成については、19歳以下が70.2%、20歳代から60歳代までが14.2%、70歳代以上が15.4%というかなり偏りの強い傾向となっており、今回のアンケートにより特に若い世代の傾向をつかみたかったという意図と、関係機関を始め福祉団体との関係では、長年事務局をお引き受けしている福祉団体の皆様の回答率はどうしても高くなった。
- ・家族構成は単身と夫婦世帯を合わせて23.8%と全回答数の約4分の1を占め、また逆に3世代同居も10.3%もいた。
- ・48%の回答者は15~20年の居住実績がある方々であった。
- ・おつきあいの様子については、挨拶をする程度と顔が合えば立ち話をする程度を合わせると、68.1%の方々は地域でのコミュニケーションがとれている事がうかがえる反面、15.1%の方はつきあいのない方々もいる。(地域での孤立化のリスクは高い)
- ・地域での不安や不満については、圧倒的に買い物などの日常生活の不安と医療機関の問題であり、次にコミュニケーションがとれなかったり、地域活動の不活発化や交通問題となっている。

【地域活動への参加について】

- ・活動への参加者と不参加者はほぼ同数であった。
- ・町内会活動やクラブ活動に参加している方は比較的、どのような活動も積極的に参加されている傾向が強い。

- ・32.8%の参加されていない理由は、時間的な問題と興味がある活動が地域にない、その情報が入りにくいという課題が明確になりました。
- ・地域ボランティア活動は町内会などの地域活動が当てはまると考えている方が3分1以上いらっしゃり、他に自然や環境保護活動、高齢者の支援など具体的な活動が見えました。
- ・「地域福祉」という言葉の知名度はかなり高く(67.6%)、地域福祉活動への関心も62.3%と 高い。
- ・関心が低い方の41.0%は「誘われることがないから」という理由であり、今後のお誘い方法によれば大きな活動力となっていただける可能性が高い。
- ・「稚内市社会福祉協議会」の知名度は低いようであり、活動内容が見えないのも大きな要素 である。特に学生の方々には知られていないという結果である。
- ・知名度の高い社協活動では「福祉委員制度」「ひとり暮らし老人等除雪サービス」「赤い羽根共同募金」「歳末助け合い募金」「車いす貸し出し」「生活福祉資金貸付相談」「ケアプランとホームヘルパー派遣」というところであり、やはり地域密着的な事業は高い結果となっている。

【稚内市の福祉について】

- ・十分ではないがある程度の情報は有ると認めている方と、ほとんど知らないという方がほぼ 同数であった。これは情報の発信方法に工夫が必要ということであろう。アナログ的な新聞 やチラシ、今風のインターネットが多いのは当然であるが、今でも重要な情報源となってい るは友人知人というのは興味深い。
- ・現在のサービス供給体制のバランスはある程度充足されているとみている方が多いものの、 サービス提供側の充実を望んでいる声が多いし、やはり的確な情報源が必要とのことである。
- ・安心して暮らすためのヒントはみんなで参加できる自立した地域づくりが一番多い回答であった。どちらかというと官依存型の地域イメージであったが、自立へ向けたまちづくりが一番大切という回答に大変驚かされた。
- ・住みよいまちを作るためには、ふれあいや交流の場作りが大切という回答が一番多かったの も嬉しい限りであり、特に食事に関するサービスの充実が関心は高い。

【災害が発生した時の対応について】

・災害時、誰かの助けが必要な方とひとりでは避難できない方が合わせて22.9%いるという事実は無視できない。各町内会で再度、自主防災組織を考えるタイミングかもしれない。

【新型コロナウイルス感染症について】

- ・外出による生活必需品の購入が困難であったり、話し相手がいなかったり、当初マスクや消 毒剤が入手困難だった不安が多い。
- ・新型コロナウイルス感染については、稚内も先進地であり、拡大は早くなっている。本人なり家族に感染者が出ないか濃厚接触者にならないようにするのが精一杯で、ワクチン接種が継続してもなかなか不安は消えていない。
- ・観光ビジネス的にはこの新型コロナウイルスによる客の減少は、それを生業としている稚内 住民を直撃し、直接収入源や仕事をなくすことになり生活が困窮する事となっている。結果、 生活費が不足となり家庭内では子供との関係も含めてかなり大きい影響が出ている。
- ・まん延防止策や緊急事態宣言等行動抑制に対しては、サービスの利用控えも発生しています。 その結果介護なりサービスの受給機会は減少し、劣悪な環境になりつつあります。
- ・相談できる方がいる割合は74.0%おり、友人知人や同居家族は心強い相談相手となっている事がわかる。社協も含めた相談機関としては、より広範囲な相談活動が求められる。

Ⅲ これまでの取り組み内容と実績

基本目標ともに支え合う安心・安全・福祉のまちづくり

地域の課題を発見・共有し、解決していくための仕組みづくり 基本計画1

里 点推進日標 I 町内会における高齢者等の見守り体制の整備・充実・強化をします 								
実践項目・事業名 / 具体的事業	計画(上段)/実績(下段)							
(1) 福祉委員活動費助成事業	H28	H29	H30	R1	R2			
今後国が進める「地域包括ケア」システムの構	0	0	0	0	0			
築を意識しながら、今まで通り町内会における見	•		•	•				
守り組織の活動を推進し、安心して住み易い地域	関係機関	町内会/国	是生委員/福	冨祉委員				
づくりのため、福祉部福祉委員を設置している町								
内会へ活動費を助成する。また定期的に連絡会議								
及び福祉部長会議等を開催し、日常的に地域実態	年度/区分	指定町	内会数		:額合計			
の把握に努めるとともに要援護者に対する支援と	H28年度	62町内	会指定	(608,310円			
して行政や関係団体と連携し情報交換しながら具	H29年度		会指定		609,080円			
体的な検討をしていくこと、また福祉委員活動へ	H30年度		会指定		606,590円			
の具体的アドバイスや社協事業PRや最新地域福	R1年度	62町内	会指定		590,260円			
祉情報の提供をする。					587,830円			
	1100	1100	1100	D1	DO			
(2) ふれあいランチ事業	H28	H29	H30	R1	R2			

(2) ふれあいランチ事業

市内町内会を指定し、町内会のこどもや 親、学校教職員、町内会役員、民生委員が 協力して、独居および高齢者夫婦世帯へお 弁当を配達する事業を継続する。(町内会 単位の指定方式)

また今後指定町内会数や助成金の基準見 直しをする中でより市民に身近な事業展開 を心がける。

(3) 防災関係事業 【新規事業】

東日本大震災を経験した中で、社協におけ る防災事業がより重視されるようになってお り、要援護者支援、避難所支援、ボランティ ア受け入れ支援、救援物資の受け入れ支援、 被災市民の情報収集など直接・間接支援業務 が期待されております。基本的には稚内市防 災計画に準拠しながら行政機関との連携を密 にしながら社協としての役割を自覚し、社協 内部研修の実施や各福祉団体へ自主防災計画 等防災関係情報の提供や社協防災士の積極的 な派遣につとめる。

町内会/民生委員/福祉委員/老人クラ 関係機関 ブ/教育機関

年度/区分	指定町内会数	助成金額合計
H28年度	10町内会指定	900,000円
H29年度	10町内会指定	990,787円
H30年度	13町内会指定	1,300,000円
R1 年 度	10町内会指定	1,000,000円
R2 年 度	7町内会指定	492,244円

H28	H29	H30	R1	R2
\circ	\circ	0	\circ	\circ

町内会/民生委員/福祉委員/老人クラ 関係機関 ブ/教育機関

年度/区分	研修内容	
H28年度	職員対象	の学習会
H29年度	実績なし	
H30年度	5/27	たまりばえがお 大黒三町内会館
	10/12	稚老連 稚内市総合福祉センター
	12/20	普通救命救急講座 社協会議室
	3/6	稚老連+一般市民 稚内市総合福祉センター
R1 年度	実績なし	
R2 年 度	実績なし(北海道社会福祉協議会との共済事業で計画していたが、次年度へ延期)	

(4) 生活支援コーディネーター事業

【平成28年度から新規事業】

稚内市の「生活支援体制整備事業」にお ける「生活支援コーディネーター設置」に┃関係機関 ついて当社協が受託し、多様な主体による 多様な取り組みのコーディネートを担い、 高齢者の生活支援・介護予防サービスの体 制整備を一体的な活動として推進してい く。具体的には、生活支援サービスの充実 に向けて、地域ボランティア等の生活支援 の担い手養成・発掘等の地域資源の開発や ネットワーク化を推進する。第1層コー ディネーター1名配置 第2層コーディネー ター 2名配置予定

H28	H29	H30	R1	R2
0	0	\bigcirc	\bigcirc	0

稚内市/町内会/民生委員/福祉委員/老 人クラブ/その他

年度/区分	第1種コーディ(1名)	第2種コーディ(2名)
H28年度	配置済 (係長兼務)	配置済 (コーディ2名)
H29年度	配置済 (係長兼務)	配置済 (コーディ2名)
H30年度	配置済 (係長兼務)	配置済 (コーディ2名)
R1 年度	配置済 (係長兼務)	配置済 (コーディ2名)
R2 年 度	配置済 (係長兼務)	配置済 (コーディ2名)

年度/区分	啓発	及び推進	活動
十尺/ 凸刀	普及啓発	介護予防	コーテ゛ィネート
H28年度	32	67	13
H29年度	37	31	5
H30年度	49	26	14
R1 年 度	27	39	25
R2 年 度	10	15	21

年度/区分	情報収	集活動	打合	合 計
十反/ 凸刀	資源開発	情報収集	打合・会議	(単位・回)
H28年度	0	20	40	172
H29年度	5	44	21	143
H30年度	2	52	30	173
R1 年 度	14	30	70	205
R2 年 度	19	20	64	149

重点推進目標2 市内居住している高齢者・障害者の権利を擁護します

実践項目・事業名 / 具体的事業

(1) 成年後見・権利擁護サポート事業

ア 法人後見事業

認知症、知的障害、精神障害等により、判断能力が 必ずしも十分でない人の権利や財産を守るため、社協 関係機関 北海道社会福祉協議会/他関係機関 が法定成年後見人、補佐人、補助人となることによ り、本人の権利擁護を図る。

①家庭裁判所審判により付与される同意権及び代理 権に係る事務、後見事務

②本人の居所を定期訪問し、安否確認と心身の状態 及び生活状況の把握

③財産調査を行い、財産目録を調製し、財産管理計 画及び身上監護計画の策定。

④金融機関の貸金庫及び社協金庫での財産の保管

⑤台帳の整備 ⑥その他

計画(上段)/実績(下段) H28 H30 R2 H29 R1

年度/区分	対象者数	症状・状態	転記
H28年度	3名	認知症・寝たきり	死 亡
		認知症・寝たきり	死 亡
		脳梗塞・寝たきり	継続
H29年度	2名	脳梗塞・寝たきり	死 亡
		認知症・寝たきり	死後事務継続
H30年度	1名	認知症・寝たきり	死後事務終了
R1年度	0名		
R2年度	1名	認知症・介護度1	後見開始

イ 権利擁護サポート事業

「日常生活自立支援事業」は認知症高齢者、知的障害者及び精神障害者などの意志決定や意思表示の困難な在宅者に対し、福祉サービスの援助や代行、日常的な金銭管理などの地域生活支援サービスを提供する事業であり、訪問1回あたりのサービス利用料1200円の半額助成事業を実施する。

助成額:訪問1回につき利用料半額助成(600円相当)

H28	H29	H30	R1	R2
\circ	0	0	0	0

関係機関 北海道社会福祉協議会/他関係機関

年度/区分	回数	件数	助成額
H28年度	40	1件	2,400円
H29年度	1回	1件	600円
H30年度	0回	0件	0円
R1年度	0回	0件	0円
R2年度	0回	0件	0円

H28 H29 H30 R1 R2 O O O O O

関係機関 北海道社会福祉協議会

ウ 日常生活自立支援事業

認知症や知的障害及び精神障害などにより判断能力が不十分な方への福祉サービスの利用援助を目的に具体的な福祉サービスの情報提供やお手伝い、金銭管理や公共料金支払い代行、通帳等の管理業務) (平成26年度より)

平戊/匹⑦	認和高即有	如即清早	伸伸悍舌	小明・その他
H28年度	56件	14件	426件	17件
H29年度	56件	22件	171件	6件
H30年度	19件	191件	4件	0件
R 1年度	69件	206件	34件	3件
R2年度	49件	182件	44件	10件

左麻/区八氢和克龄型和的停中,建场停中,不明 2.6

エ 「稚内市権利擁護支援センター (仮称)」 設立準備【新規事業】

高齢者、障害者本人や家族に対する相談 業務・申立て業務・成年後見等支援実務及 び宗谷管内における「地域福祉権利擁護

(日常生活自立支援)事業も含めた総合的 に支援実施できるセンターの設立構想を関 係機関と調整を図りながら検討する。

H28	H29	H30	R1	R2
0	0	0	0	\circ
			•	

宗谷総合振興局/稚内市/北海道社会福 関係機関 祉協議会/その他

- (1) 平成30年度「成年後見等実施機関設置に係る検討会」 平成31年3月19日稚内市主催にて開催 ・・・・ 各委員からの意見交換と情報共有、連携ネットワークの持ち方について検討する。
- (2) 成年後見制度利用促進体制整備に係る打ち合わせ会議 平成2年1月21日稚内市主催にて開催・・・稚内市と社協がともに情報を共有し、現状確認の意味で開催。<u>稚内市から北海道社協「成年後見制度推進バックアップセンター」の関係助成事業に是非社協として手を上げてくれないか</u>という申し出があり、内容を精査したところ、成年後見センターを立ち上げるタイミングならば利用できる助成金だが、そのタイミングでもないのに立候補できないことを説明。
- ・成年後見センターや中核機関の考え方をまずは稚内市できちっと持つよう要望しておく。
- ・令和2年度で勉強会を開催し、令和3年度で基本計画を設定し、成年後見センターが業務開始できるのは 令和4年度以降という見解を示される。(稚内市社会福祉課、長寿あんしん課、地域包括支援センター、社 協)
- (3) 令和元年度「成年後見等実施機関設置に係る検討会」 令和2年2月5日稚内市主催にて開催・各委員からの意見交換と情報共有、連携ネットワークの持ち方について報告及び説明を受ける。
- (市立稚内病院、弁護士、社協、緑ヶ丘学園、地域包括支援センター、稚内市社会福祉課、禎心会病院)
- (4) 令和2年度「成年後見等実施機関設置に係る検討会」は新型コロナウイルス感染症のため開催せず。

重点推進目標3 策定した実践計画の評価をします

実践項目・事業名 / 具体的事業 計画(上段)/実績(下段) (1) 地域福祉実践計画評価事業 H28 H29 H30 R1 R2 平成27年度に策定した地域福祉実践計 ----- ----- ----- -----

計画開始後5年目に予定。目標達成度など次期計画へつなげる評価と反省を実践計画策定委員会を設立し、検討した後、理事会内において報告し、ホームページや広報誌にて公表する。

画の評価反省をする。

関係機関 社協実践計画策定委員会/理事会/稚内市

【経過】

- ・本来であれば、令和2年度中に評価・策定し、令和3年度から7年度までの5年間の計画を策定する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症予防対策の中で策定委員会さえも設置困難な状況が継続し、具体的な評価作業もできず、また次期計画について準備も進められない状況でありました。
- ・また令和2年6月10日に稚内市からの申し入れがあり、「稚内市地域福祉計画(令和元年度から令和5年度)」と社協の実践計画の終了年度を合わせ、次回計画の開始年度をそろえられないかという提案がありました。協議の結果、令和2年度中に策定委員会を立ち上げて、令和3年度中に計画を完成させ、対象期間を令和4~5年度の2ヶ年の実践計画とするという内容に変更することとなりました。
- ・令和3年3月2日に第1回策定委員会が開催でき、今期策定する計画は令和5年度で計画が終了し、 稚内市の地域福祉計画と終了年度がそろうこととなります。

基本計画 2 住民一人ひとりの生活課題を受け止め、解決していくための体制づくり

重点推進目標1 高齢者・障害者の地域生活を支えます

実践項目・事業名 / 具体的事業 計画(上段)/実績(下段) (1) 指定居宅介護支援事業 H28 H29 H30 R1 R2 (ケアプラン及び介護予防プラン作成事業) 介護の必要になった利用者が自宅におい ● ● ● ● ● ●

介護の必要になった利用者が自宅において自立した生活を営むことが出来るように、利用者の心身の状況、環境等に応じ、利用者と相談をしながらあらゆる介護資源から適正な保健や医療サービス及び福祉

サービスが総合的かつ効果的に提供されるよう支援を行う。

※「要支援1」と「要支援2」のプランに ついては、地域包括支援センターにて作成 している。

年度/区分 要支援1 要支援2 介護1 介護2 169人 H28年度 0人 0人 326人 H29年度 0人 0人 313人 157人 H30年度 人0 0人 246人 144人 R1年度 0人 0人 203人 111人 R2年度 0人 144人 0人 171人

関係機関 北海道/稚内市/国保連合会

年度/区分	介護3	介護4	介護5	合 計
H28年度	54人	40人	40人	629人
H29年度	60人	62人	31人	623人
H30年度	55人	55人	19人	519人
R 1年度	72人	67人	9人	462人
R2年度	102人	55人	21人	493人

(2) 指定居宅サービス事業

(訪問介護及び介護予防訪問介護事業)

介護の必要になった方の心身の特性をふまえてその方の能力に応じ、できるだけ自立した日常生活が出来るよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般の日常生活の世話等を訪問介護員が行い、老人等が健全に生活を営むためサービスを提供する。また常に経営的視点のもと、事業全体の検証を実施する。

根拠法:介護保険法

H28	H29	H30	R1	R2
0	0	0	0	\circ

関係機関 北海道/稚内市/国保連合会

年度/区分	実人数	延人数	利用人数
H28年度	595人	5,502人	6,289人
H29年度	591人	4,788人	5,359人
H30年度	547人	4,262人	4,826人
R1年度	472人	3,323人	3,668人
R2年度	460人	3,182人	3,676人
年度/区分	総単	位数	提供時間数
/			
H28年度		1,766,637	5,722時間54分
H28年度 H29年度		1,766,637 1,444,115	5,722時間54分 4,892時間22分
			,
H29年度		1,444,115	4,892時間22分

(3) 指定相談支援事業

(相談及びサービス利用計画作成事業) 障害者等が普通に地域において自立した 日常生活又は社会生活を営むことができる よう、障害者及び家族等からの相談に応 じ、必要な情報提供及び助言等を行う。

関係機関等の連絡調整、その他障害者等の権利擁護のために必要な援助を行う事業。

事業所名:宗谷圏域障害者総合相談支援 センター

相談員:センター長1名 相談員3名

事務所:稚内市及び枝幸町

委託先:稚内市、宗谷総合振興局及び各

町村役場(5町1村)

根拠法:障害者総合支援法

H28 H29 H30 R1 R2 O O O O O

関係機関 北海道/稚内市/国保連合会

年度/区分	電話・メール	訪	問
H28年度	556件		196件
H29年度	254件		118件
H30年度	196件		137件
R1年度	358件		244件
R2年度	242件		150件
年度/区分	来所・来館	合	計
年度/区分 H28年度	来所・来館 34件	合	計 786件
		合	
H28年度	34件	合	786件
H28年度 H29年度	34件 33件	合	786件 405件

H28	H29	H30	R1	R2
	•	•	•	•

じ自立した 関係機関 北海道/稚内市/国保連合会

年度/区分	身体介護	家事援助	合 計
H28年度	59.0時間	1,243.0時間	1,302.0時間
H29年度	8.5時間	739.5時間	748.0時間
H30年度	13.0時間	620.0時間	633.0時間
R1年度	21.0時間	545.5時間	566.5時間
R2年度	59.5時間	491.5時間	551.0時間

(4) 居宅介護事業

(障害者ホームヘルプサービス事業)

身体障害者及び知的障害者、精神障害者の心身の特性を踏まえて、その方の能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護、調理、洗濯及び掃除の家事、生活等に関する相談及び助言並びに外出時における移動の介護その他生活全般にわたる援助を行う事業。また常に経営的視点のもと、事業全体の検証を実施する。

根拠法:障害者総合支援法

(5) 指定居宅介護支援事業(訪問調査)

要介護認定(介護保険法)及び障害程度 区分認定(障害者自立支援法)における訪 問調査の実施。

H28	H29	H30	R1	R2
0	0	0	\circ	0
				•

関係機関 稚内市

H28

年度/区分	介護認定	障害認定	合 計
H28年度	16件	24件	40件
H29年度	12件	27件	39件
H30年度	2件	20件	22件
R1年度	7件	15件	22件
R2年度	12件	25件	37件

H30

R1

R2

(6) 研修事業

介護保険事業関係職員は、相談支援技術 の向上をめざし1年に1回以上の研修を受 ける。

また全市的な研修機会については、保険 者である稚内市と検討をしていく。

関係機関 北海道社会福祉協議会/他関係機関

H29

年度/区分	研修内容
H28年度	実績なし
H29年度	サービス提供責任者セミナー(6/17~6/18)札幌市
	サービス提供責任者スキルアップ研修会(6/19~6/20)札幌市
	介護記録研修会(7/17~7/18)札幌市
	福祉サービス運営苦情解決システム研修会(11/7~11/8)札幌市
H30年度	最新の認知症ケアと介護技術(4/13~4/14)札幌市
	サービス提供責任者セミナー(6/16~6/18)札幌市
	全道ホームヘルプサービス研究大会(7/17~7/18)札幌市
	北海道ホームヘルプサービス協議会(10/6)札幌市
	高齢者虐待防止推進研修会(11/18~11/19)札幌市
	上級者ステップアップ研修会(12/12~12/13)札幌市
R 1年度	北海道行動援護従事者養成研修(5/20~5/23)札幌市
	宗谷地区資質向上研修(9/7)稚内市
R2年度	実績なし

重点推進目標2 生活のあらゆる相談に応じ解決に導きます

実践項目・事業名 / 具体的事業 計画(上段)/実績(下段) (1) ふれあい総合相談事業 H28 H29 H30 R1 R2 ふれあい総合相談所として日常生活上、あらゆる目談に応じ、あらゆるニーズに対応すべく地域 ●<

*第1第3月曜日-午後1時~3時

*場所-社会福祉協議会相談室

き適切な助言援助を行う。

令和2年度は新型コロナウイルス感染症対策により相談所を開設していない。しかし相談日関係なく当社協への相談や問い合わせは常に受けており、毎年度の相談件数は社協本体で受けている件数となっている。

住民に対して、いつでも、誰でも、気軽に相談で 関係機関 民生委員

年度/区分	4~7月	8~11月	12~3月	合 計
H28年度	23件	18件	15件	56件
H29年度	22件	17件	17件	56件
H30年度	13件	21件	26件	60件
R1年度	21件	12件	32件	65件
R2年度	0件	41件	248件	289件

重点推進目標3 生活困窮者等の最後の砦機能として関係機関と連携して活動をすすめます

H28

実践項目・事業名 / 具体的事業

計画(上段)/実績(下段)

H30

R2

R1

(1) 生活福祉資金の貸付及び援助活動

厚生労働省の要綱に基づき、他の貸し付け制度
が利用出来ない低所得世帯、障害者世帯または高齢者世帯に対し、資金の貸付けと必要な相談・支援により、経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活をめざすことを目的として援助指導を行う。

[生活福祉資金]

「臨時特例つなぎ資金】

- ①総合支援資金(生活支援費・住宅入居費・一時 生活再建費)
- ②福祉資金(福祉費・緊急小口資金)
- ③教育支援資金(教育支援費·就学支度費)
- ④不動産担保型生活資金(不動産担保型生活資金・要保護世帯向け不動産担保型生活資金)厚生労働省の要綱に基づき、離職者を支援するための公的給付制度または公的貸付制度を申請している住居のない離職者に対して、給付金又は貸付金の交付を受けるまでの当面の生活費を貸付けし、自立を支援することを目的として援助指導を行う。
- *貸付限度額 10万円 *連帯保証人 不要 *貸付金利率 無利子 *返済 給付金及び貸 付金を受けてから1ヶ月以内で一括返済

※各福祉資金については、セーフティーネットの一環として、地区民生委員を通じて相談に応じ、対象者の来局、制度説明、申請受付、書類作成、北海道社協へ進達するものである。各年度別で比較すべきケース数がそろわないため、令和元年度から発生した新型コロナウイルスに関係する「特例貸付」実績を掲載することとする。

【緊急小口資金(コロナ特例)】

関係機関 北海道社会福祉協議会/稚内市

H29

月/区分	貸付件数	貸付金額
71/12/11	All II W	英门亚版
4~7月	92件	16,230千円
8~11月	35件	6,750千円
12~3月	44件	8,500千円
計	171件	31,480千円

【緊急小口資金(本則)】

月/区分	貸付件数	貸付金額
4~7月	2件	200千円
8~11月	0件	0千円
12~3月	0件	0千円
計	2件	200千円

【総合支援資金(コロナ特例)】

月/区分	貸付件数	貸付金額
4~7月	12件	5,190千円
8~11月	32件	15,477千円
12~3月	56件	24,888千円
計	100件	45,555千円

【総合支援資金(再貸付)】

計	20件	9,570千円
12~3月	20件	9,570千円
8~11月	0件	0千円
4~7月	0件	0千円
月/区分	貸付件数	貸付金額

【住宅確保給付金】

月/区分	貸付件数	貸付金額
4~7月	2件	66.0千円
8~11月	2件	52.8千円
12~3月	0件	0.0千円
計	4件	118.8千円

【安心サポート事業】

【社協生活資金】

ı	L 1== 1333 ===	/H/(===	
	月/区分	貸付件数	貸付金額
	4~7月	13件	264.5千円
	8~11月	13件	103.0千円
	12~3月	9件	150.5千円
	計	35件	518.0千円

(2) 生活福祉資金調査委員会の開催

貸付の可否について調査等内容を審議する。(対象:更生資金・福祉資金(福祉費・住宅関係)及び免除審査)貸付、償還事務の円滑な推進を図りつつ長期滞納世帯の調査及び償還督励等について密接な連携を図り効果的な事業推進を押し進める。

H28 H29 H30 R1 R2

関係機関 民生委員

※必要時に開催するものであり、実績はない。

(3) 民生児童委員連絡協議会との連携

各種貸し付け相談の際は地域の民生児童 委員等に意見を求め、借り受け人の地域情報や生活背景をお聞きし、貸し付け判断の 重要な参考にさせていただく。

H28	H29	H30	R1	R2
0	0	0	0	0

関係機関 民生委員

※平成14年度より「稚内市民生委員児童委員連絡協議会」事務局業務を稚内市から引き受けており、 毎月開催の各地区例会を始め、不定期開催の会長会の運営、研修会関係会議の開催等日常的な相談活動から貸付申請、個別ケースの対応や団体としての組織運営まで、協力体制の中で、とてもスムーズな連携がとれていると考えている。

(4) 生活福祉資金貸付等の調査研究

貸付及び償還方法、長期滞納世帯等に対する対応等の調査研究を行う。

- ①地区民協生活福祉資金推進部会への協力
- ②生活福祉資金連絡会議への出席

0	\circ	\circ	\bigcirc	0
H28	H29	H30	R1	R2

関係機関 民生委員

※北海道民生委員児童委員連盟や稚内市生活 福祉部社会福祉課との協力関係に始まり、貸付 及び償還方法、長期滞納世帯等に対する対応に ついては日々研鑽を重ねている

(5) 社協「生活資金」の貸付

経済的理由により、一時的に困窮する低 所得世帯に貸付する。

*貸付額-1世帯5万円以內

※低所得世帯であり、経済的な理由により一時的に困窮するものに対して、相談内容を精査し、特に緊急性が高い場合は資金を貸し付けする。

•	•	•	•	•
0	0	0	0	0
H28	H29	H30	R1	R2

関係機関 民生委員

【貸付実績】

年度/区分	生活資金貸付金		生活資金貨	貸付償還金
H28年度	34件	543千円	105件	861千円
H29年度	60件	120千円	99件	738千円
H30年度	27件	413千円	50件	467千円
R 1年度	43件	440千円	74件	558千円
R2年度	35件	518千円	54件	546千円

年度/区分	徴収不能	
H28年度	1件	2千円
H29年度	0件	0千円
H30年度	0件	0千円
R 1年度	1件	3千円
R2年度	3件	70千円

※社協単独の貸付制度であり、ケースが発生して相談内容を担当相談員および課長にて吟味し、その後局内合議として、常務理事、事務局長、担当課長をはじめ他の課長および相談員参加の上、検討し、ケース支援の可否や貸付金額などを協議し、早い段階で貸付手続きを実行する。

【社協生活資金 令和2年度実績 再掲】

月/区分	貸付件数	貸付金額
4~7月	13件	264.5千円
8~11月	13件	103.0千円
12~3月	9件	150.5千円
計	35件	518.0千円

H30

R1

R2

(6) 「特別生活資金」の貸付

老齢福祉年金等を受給する。老人、心身 (二) 障害者世帯等に対し、冬期間における生活 を維持する資金(灯油代)の貸付を行う 関

- *12月1日から翌年2月末まで貸付
- *貸付額-1世帯5万円以內

関係機関 民生委員

H29

H28

※申請については随時受け付けし、申請手続き を進める。

(7) 生活困窮者自立促進事業

「生活困窮者自立支援法」に基づき、平成27年度本格実施する事業である。生活困窮者の継続的・包括的な相談支援体制を体系的に実施する。訪問からアセスメント・プラン作成を通じて本人に沿った地域の各種資源をつなぎ、自立を支えるための相談支援体制を構築するため、中核的な機関として「自立生活支援センター」を中心に、本体を稚内市に、支所として枝幸町に職員を常駐させるとともに、関係機関の連絡調整会議の設置、開催及び運営をする事業。

稚内市委託事業の中で、住宅給付支援に関わる 相談、受付、申請業務を合わせて行う。(平成26 年度より)

対象:経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなる恐れのある者

名称:自立生活支援センター 場所:稚内市社協及び枝幸町

職員:5名(稚内市4人 枝幸町1人) 委託先:稚内市及び宗谷総合振興局

H28	H29	H30	R1	R2
0	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc	\circ

関係機関 北海道/稚内市/町村役場/各種行政機 関/民間企業/その他

【相談実績】

年度/区分	宗谷管内				
十尺/ 凸刀	件数	支援申請件数			
H28年度	25件	16件			
H29年度	20件	12件			
H30年度	10件	13件			
R 1年度	23件	7件			
R2年度	33件	17件			

年度/区分	稚内	市内	合	計
平反/ 巨刀	件数	支援申請件数	П	ĒΙ
H28年度	24件	40件	10)5件
H29年度	15件	46件	g	3件
H30年度	29件	43件	g	5件
R 1年度	27件	18件	7	'5件
R2年度	193件	93件	33	86件

基本計画3 地域づくりを主体的に担う人づくり

重点推進目標1 ボランティア活動の充実とマンパワー育成につとめます

実践項目・事業名 / 具体的事業

(1) ボランティアセンター運営事業

(相談、登録、斡旋)

ボランティア活動の総合的な相談に応じ、活動したい方の積極的な登録、ボランティアが欲しい団体との需供調整を行う。またボランティアの育成や発掘に心がけるとともに福祉協力企画やボラ企画の相談、一般講座や専門講座、個人ボランティア講座開設の検討等、福祉教育との関わりから各学校の福祉教育部門との連携およびボランティア団体に対して活動推進のための相談に応じる。

またボランティア活動のPR啓蒙強化を図るため、各種マスコミや掲示板、新聞、放送(FMわっぴー)等情報媒体の積極的な活用をする。

計画(上段)/実績(下段)

	_	_	_	_
0	\bigcirc	\bigcirc	0	\bigcirc
H28	H29	H30	R1	R2

関係機関 各関係機関/学校

※日常的なボランティアに関する質問から登録等の 需給調整、施設、学校からの問い合わせや活動推進に ついての相談まで日常的にあらゆる相談に対応してい る。

※最近の傾向として、北海道内外における災害に対応した「災害ボランティア」や「災害ボランティアセンター」の設置についての情報提供が増加している。

※当社協も平成25年5月に職員2名に「防災士」資格を取得させ、対応準備をしている。

(2) ボランティアセンター推進協議会開催事業 H28 H29 R2 H30 R1 市内ボランティア活動について幅広い見し 地から意見提言を行い、ボランティアの活 動内容等が充実することを目的に開催す 関係機関 社協内協議会 る。 ※開催実績がない。 (3) 防災ボランティア講座開催事業 H28 R2 H29 H30 R1 稚内市内における防災意識が高まる中 -----で、特に地域におけるボランティアの役割 関係機関 社協内協議会/町内会/一般市民 や実際の防災ボランティア活動について広 く啓蒙PRし、役立つ知識を習得するため 年度/区分 開催実績(内容) 講座を開催する。 H28年度 職員対象の学習会開催 H29年度 実績なし H30年度 5/27 たまりばえがお 10/12 稚内市老人クラブ連合会 12/20 普通救命救急講座 3/6 稚内市老人クラブ連合会+一般市民 R 1年度 実績なし |R 2年度||実績なし (4) 福祉団体活動助成事業 H28 R2 H29 H30 R1 これからボランティア活動及び福祉活動 🔘 等を開始しようとする団体・グループ等に 関係機関 各ボランティア団体 対し申請を受け、審査し、団体・グループ に対して限度額10万円、3年間の期間限 年度/区分 申請団体名 定で助成する団体育成事業。 H28年度 実績なし 活動内容等を精査し、活動継続性及び効 H29年度 たまりば「えがお倶楽部 | 果を考慮し、赤い羽根共同募金・総合福祉 H30年度 たまりば「えがお倶楽部」、おもちゃライブラリーわかばの会 的事業(団体助成対象)として推薦してい R1年度 たまりば「えがお倶楽部」、おもちゃライブラリーわかばの会 <。 R2年度おもちゃライブラリーわかばの会 (5) その他研修会参加 H28 H29 H30 R1 R2 *管内ボランティア実践者交流会参加 *研修会、会議への出席及び参加 関係機関 北海道社会福祉協議会/ボランティア *ボランティア情報のPR啓蒙事業社 団体 協広報誌内にコーナーを設置し、活動のP R啓蒙をし、ボランティア意識の向上と情 |年度/区分||ボランティア愛ランド北海道参加実績 報提供をする。 (全戸配布) H28年度 室蘭大会参加 H29年度 札幌大会参加 H30年度 小樽大会不参加 R 1年度|江差大会参加 R 2年度 江別大会中止

H28 R2 (6) ボランティア活動保険加入促進事業 H29 H30 R1 \bigcirc \bigcirc \bigcirc ボランティア活動中の様々な事故によるし ケガや賠償責任を補償するためのボラン 関係機関 全国社会福祉協議会/保険会社 ティア活動保険の加入促進、行事用保険の 加入手続き等。 活動保険加入者数 | 行事用保険加入者数 (対象:ボランティアグループ、NPO法 年度/区分 加入件数 加入者数 加入件数 加入者数 人、町内会等) H28年度 33件 953名 31件 1,620名 H29年度 31件 877名 37件 1,785名 38件 2,301名 H30年度 43件 885名 R1年度 20件 405名 36件 2,183名 19件 9件 1,040名 R2年度 397名 (7) ボランティア関係団体助成事業 H28 H29 R2 H30 R1 市内に居住する障害児・者への支援を目 的とした福祉活動の推進を図る目的のため 関係機関 各ボランティア団体 福祉団体への助成を通じて、各種福祉活動 の充実と向上を図る。 年度/区分 助成団体名 「対象2団体】 H28年度 おもちゃライブラリーともしびの会 障害者の日記念事業実行委員会 おもちゃライブラリーともしびの会 H29年度 おもちゃライブラリーともしびの会 障害者の日記念事業実行委員会 障害者の日記念事業実行委員会 H30年度 障害者の日記念事業実行委員会 R1年度障害者の日記念事業実行委員会 R 2年度 実績なし (8) ボランティア情報のPR啓蒙事業 H28 R2 H29 H30 R1 社協広報誌内にコーナーを設置し、活 動のPR啓蒙をし、ボランティア意識の向 関係機関 各ボランティア団体 上と情報提供をする。(全戸配布) 年度/区分 事業内容 H28年度 H29年度 社協広報誌の誌面を利用して、 H30年度 「miniボランティアセンター情報誌ほ R1年度 ほえみ通信」として掲載 R2年度

重点推進目標2 赤い羽根共同募金を活用した事業をします

実践項目・事業名 / 具体的事業

計画(上段)/実績(下段)

(1) 総合福祉的事業(団体助成)

H28 H29 H30 R1 R2

共同募金の特質に鑑み、地域に根ざした相互援助社会の構築に向け、高齢者、障害者等の支援を目的とした地域における在宅福祉活動の推進を図るという民間福祉活動の原則に従い各福祉団体への助成を通じて、福祉活動の充実と向上を図る。ただし、共同募金の目標額達成が毎年度困難な状況が継続している中で、一般公募という公平公正な申請方法を実施するとともに申請団体の活動内容、繰越金額の調査及び助成方法、助成金額の見直し等について助成審査委員会にて検討を行い、適正な助成に努める。

関係機関 当該福祉団体

【赤い羽根共同募金 年度別実績】

(運動期間:10月1日~12月31日)

年度/区分	目標額	実績額	達成率
H28年度	5,650,000円	5,852,720円	103.6%
H29年度	5,900,000円	5,890,803円	99.8%
H30年度	5,900,000円	5,353,809円	90.7%
R1年度	5,500,000円	5,376,156円	97.7%
R2年度	5,400,000円	5,234,216円	96.9%

[対象となる団体]

- [刈象となる凹体]
- ・高齢者関係団体 ・障害児・者関係団体
- ·児童青少年団体 ·住民全般関係団体
- ・交通防犯関係・その他

【団体助成実績】

年度/区分	助成団体数	助成金額
H28年度	14団体	563,000円
H29年度	15団体	593,000円
H30年度	14団体	519,000円
R 1年度	14団体	530,000円
R2年度	12団体	386,000円

実践項目・事業名 / 具体的事業

計画(上段)/実績(下段)

(2)	稚内ふれあい広場ふくしフェスタ開催事業

(9月第1週土曜日)

毎回実行委員会にて内容検討し、一般市 民参加型企画として市民とともに楽しいひ とときを過ごしながら、障害者や高齢者が 住みやすい福祉豊かな街づくりを考える機 会にする。

H28	H29	H30	R1	R2
0	0	0	0	0
•	•	•	•	•

関係機関 実行委員会構成団体/稚内市

※毎年、実行委員会を設置し、当日までに 2回ほど実行委員会を開催する中で、内容 検討している。

H28年度	9月3日	(土)	Г33	~?·<	しフ	ェスタ	7]	1,000名
H29年度	9月2日	(土)	Г34	<i>-?</i> , <	しフ	ェスタ	7]	1,500名
H30年度	9月1日	(土)	Г35	~S^ <	しフ	ェスタ	7]	1,000名
R 1年度	9月7日	(土)	Г36	~§, <	しフ	ェスタ	7]	700名
R2年度	[37 ⊰√	しフェス	タ」	新型:	コロナ	ウイル	スに	こより中止

開催場所:市民体育館および宝来公園

(3) 社協広報紙の発行事業	H28	H29	H30	R1	R2				
(年4回発行全戸配布)	0	0	0	0	0				
最新の地域福祉情報及び社協主催の地域福祉サービスを市民に的確に提供するため	関係機関 稚内市/印刷会社								
社協広報紙を「広報わっかない」に含めて	H28年度	第157~1	 60号 発行	<u> </u>					
発行する。 	l 	第161~1							
	H30年度	第165~1	 68号 発行	<u> </u>					
	R 1年度	第169~1	72号 発行	<u> </u>					
	R 2年度	第173~1	76号 発行	<u> </u>					
	発行	時期:年4回	5月	・7月・10	月・1月				
(4) ホームページ維持管理事業	H28	H29	H30	R1	R2				
定期的に最新情報を更新し、「見える社	0	0	0	0	0				
協」「わかりやすい社協」を心がける。ま	_								
た広く情報提供・情報公開をし市民との双	関係機関	市内契約	企業						
方向性の高いホームページの維持管理をす									
る。	※随時、	最新情報を	ホームペー	ジにて提供	中である。				
(5) 稚内市社会福祉大会開催事業	H28	H29	H30	R1	R2				
3年に1度の開催年度に社会福祉大会を		0			0				
開催し、式典と記念講演会を実施する。									
開催し、八典と記心時候去と天池する。	関係機関	北海道/和	生内市/道线						
	H28年度	開催年度	でない						
	H29年度	10月22日	第15回	社会福祉	大会開催				
		ANAクラ	ウンプラ	ザホテル2	階 鳳				
		講師 笑福	事学光 (落	落語家)参加	加者149名				
	H30年度	開催年度	でない						
	R 1年度	開催年度	でない						
	R2年度	新型コロナウ	フイルス感染タ	対策により、	次年度へ延期				
		<u> </u>							

重点推進目標3 歳末助け合い配分金を活用した事業をします

実践項目・事業名 / 具体的事業 計画(上段)/実績(下段) (1) 歳末たすけあい運動の推進 H28 H29 H30 R1 R2 12月1日より実施する歳末助けあい募金の ○ ○ ○ ○ ○

12月1日より実施する歳末助けあい募金の 内より「まごころ」という名称で見舞金等を 配分する。

ただし募金額減少にともない配分基準等の 見直しが都度必要であり、「まごころ」支給 について民生委員対象のアンケートを実施し 今後の在り方等について研究していく。

*配分対象者 低所得世帯、独居老人、老 人世帯、障害者世帯、母子世帯、父子世帯等 関係機関 稚内市共同募金委員会

【年度別運動実績】

(運動期間:12月1日~12月31日)

年度/区分	目標額	実績額	達成率
H28年度	5,350,000円	5,114,450円	95.6%
H29年度	5,200,000円	4,991,687円	96.0%
H30年度	5,000,000円	4,961,034円	99.2%
R 1年度	5,000,000円	4,992,498円	99.8%
R2年度	5,000,000円	4,638,670円	92.8%

【見舞金まごころ配分実績】※地区民生委員によるアンケート調査を基本とする配分方針

年度/区分	低凡	斤得	低所得	导単身	独居	老人	老	人	障害	諸	母	子	父	子		合	計
十尺/区刀	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数								
H28 年 度	11件	25人	7件	7人	70件	70人	12件	25人	20件	37人	8件	23人	3件	9人	131件	196人	1,788,000円

【見舞金まごころ配分実績】※平成29年度より本人による申請方式へ変更

	障害者単身	障害者複数	ひとり親	3人世帯	高齢者単身	高齢者複数	件	数	金	額
H29年度	1件	6件	3件	0件	31件	1件		42件	890,00	00円
H30年度	5件	4件	5件	0件	30件	3件		47件	1,000,0	00円
R 1年度	3件	4件	2件	5件	28件	3件		45件	995,00	00円
R 2年度	4件	6件	1件	1件	36件	3件		51件	1,080,0	00円

実践項目・事業名 / 具体的事業 (2) ひとり暮らし老人等除雪サービス事業

計画(上段)/実績(下段)

冬期間、ひとり暮らしの老人等が安心して 生活できるようにするため、生活道路の確保 を実施する。

*12月初旬より翌年3月末まで

H28	H29	H30	R1	R2
0	0	0	0	0

関係機関 市内一般企業/稚内大谷高校/他

【除雪実績】

年度/区分	登録世帯	実施世帯	期	間	玄関	周辺	屋根	相談	その他	合 計
H28 年 度	430件	38件	12月6日~	~3月23日	113件	10件	2件	5件	8件	138件
H29 年 度	439件	79件	12月2日~	~3月22日	362件	83件	0件	8件	0件	453件
H30 年 度	409件	31件	12月1日~	~3月23日	108件	4件	4件	3件	4件	123件
R 1年度	384件	22件	12月9日	~3月 6日	46件	0件	0件	0件	0件	46件
R 2年度	391件	84件	11月10日	~3月6日	377件	21件	0件	35件	19件	452件

重点推進目標4 社協愛情銀行を活用した事業をします

実践項目・事業名 / 具体的事業 計画(上段)/実績(下段) (1) 老人の杖及び補助具等に対する助成事業 H28 H29 H30 R2 R1 杖及び補助具を必要とする老人に対し、割 引価格で販売する。窓口-市役所・社協事務 関係機関 稚内市 局・総合福祉センター 【販売実績】 年度/区分|老人の杖| 杖ゴム |アイスピック|転ばぬ先| H28年度 22 15 18 2 H29年度 12 3 18 7 3 2 H30年度 1 R1年度 3 8 13 0 R2年度 0 1 H28 R2 (2) 車椅子等の貸出事業 H29 H30 R1 各種障害を持った方や教育機関などに対 し、車椅子等を無料貸出する。(介護保険外 サービス) 関係機関 一般市民 【貸出状況】 年度/区分 新規貸出 継続貸出 H28年度 49台 38台 H29年度 41台 11台 H30年度 35台 4台 R1年度 44台 4台 R2年度 14台 35台 H28 R2 (3) 災害被災者への援助活動(緊急援護) H29 H30 R1 火災及び自然災害により被害を受けた者に 対し災害見舞金の支給を行う。 関係機関 一般市民 * 見舞金支給額 1世帯-単身 10,000円 20,000円 2人以上

【援護実績】

死 亡

20,000円

年度/区分		見舞金	緊急	援護	愛情銀	行償還	愛情銀行貸付		
十尺/ 巨刀	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
H28 年 度	13件	190,000円	1件	5,600円	0件	0円	4件	12,000円	
H29 年 度	3件	50,000円	0件	0円	0件	0円	5件	14,000円	
H30 年 度	1件	20,000円	0件	0円	0件	0円	5件	15,000円	
R 1年度	0件	0円	0件	0円	0件	0円	9件	27,000円	
R 2年度	0件	0円	0件	0円	0件	0円	2件	6,000円	

(4) 無収入者見舞金事業 H28 H29 H30 R2 R1 施設に入所している無年金の方へ毎月見舞 金を配分する。年末はお年玉を支給する。 しかし、事業開始した当時と社会情勢は変 関係機関 福祉施設 化しており、事業の見直しを含め公平性の観 点から再検討対象事業である。 【見舞金実績】 お年玉1人20,000円支給 年度/区分 毎月1人5,000円支給 H28年度 延べ74件 370千円 6件 120千円 H29年度 延べ60件 5件 100千円 300千円 H30年度 延べ48件 240千円 80千円 4件 4件 R 1 年 度 延べ46件 230千円 80千円 R 2年度 延べ27件 2件 40千円 135千円 R2 H28 (5) 愛の小箱設置事業 H29 H30 R1 「愛の小箱」新規募金箱設置開拓と活動促進 を図る。 関係機関 市内協力企業 【設置箇所と実績】 年度/区分 愛の小箱設置箇所数 余 額 120,000円 H28年度 51ヶ所 50ヶ所 H29年度 205,141円 H30年度 49ヶ所 80,000円 R1年度 48ヶ所 80,000円 58ヶ所 R2年度 116,205円 R2 (6) 安心サポート事業 H28 H29 H30 R1 (平成30年度からの新規事業) 地域公益活動として社福法人が北海道社会 福祉協議会へ事業参加して進める事業。年間で 関係機関 北海道社会福祉協議会 1法人拠出金2万円が必要で、年間で1対象者 に限り31日間で支援限度総額30,000円の現物 【利用実績】 給付を行うことができ、1法人につき支援対 年度/区分 利用件数 相当する金額 象者20名未満まで支援可能。立て替えた金額 H30年度 1件 19,068円 は翌月に道社協へ請求する システムとなって R1年度 4件 102,729円 いる。 R2年度 13件 95,872円 具体的には、生活困窮者や緊急性を要する 対象者に対して経済的支援(現物給付)を行 【安心サポート事業 令和2年度実績】 い、自立相談支援機関等の支援につなぎ、生 活困窮者の自立に向けた援助のための事業。 月/区分 貸付件数 貸付金額 10件 66.485円 4~7月 3件 29,387円 8~11月

12~3月

計

0件

13件

0円

95,872円

重点推進目標5 福祉関係団体とのネットワークを推進します

実践項目・事業名 / 具体的		計画(上	段)/実績	責(下段)		
(1) 福祉団体の事務局業務		H28	H29	H30	R1	R2
①稚内市民生児童委員連絡協議会 ②稚内市老		0	0	0	0	0
人クラブ連合会						
③稚内身体障害者福祉協会 ④稚内	市遺族会	関係機関	各福祉団	体		
⑤北海道共同募金委員会						
⑥おもちゃライブラリーともしびの						
⑦稚内市町内会連絡協議会(平成24年	年度より)				(受託	年度順)
福祉団体名	事務局第	美務年度	内	容	担当認	果・他
①北海道共同募金委員会	平成 7	年度~	業務遠	2. 经行中	総系	多課
② おもちゃライブラリーともしびの会	平成 8	年度~	業務遠	2行中	事務	局長
(平成29年度ともしびの会は解散し、30年	度からわかばの	会に再編)	業務遠	2行中		
③稚内市民生児童委員連絡協議会	③ 稚内市民生児童委員連絡協議会 平成14		業務遂	2. 经行中	相談支	え 援課
④ 稚内市老人クラブ連合会	① 稚内市老人クラブ連合会 平成14		業務遠	2行中	地域福	ā祉課
⑤ 稚内身体障害者福祉協会	平成14	年度~	業務遠	2. 经行中	地域福祉課	
⑥稚内市遺族会	平成14	年度~	業務遂行中		地域福祉課	
⑦稚内市町内連絡協議会	平成24	年度~	業務遠	2. 经行中	総務	第 課
(2) その他福祉ボランティア団体	への協力	H28	H29	H30	R1	R2
各事業推進や活動について相談に	広じる体	0	0	0	0	0
制をとる	.ルレる件	•	•	•		•
		関係機関	ボランテ	ィア団体		
			社会福祉的			
		レター業 	務として[日常的に業	美務遂行中	である。
(3) 行事用テントの貸出事業		H28	H29	H30	R1	R2
共同募金会から受配された行事用	ニテントの	0	0	0	0	0
無料貸出(福祉センター10張り)	1) > 1 0)					
		関係機関	北海道共	同募金会		
		·	4 70	0 11 0	10 00	A =1
		年度/区分	, ,	8~11月	12~3月	合計
		H28年度 H29年度	-	66張 58張		99張
		H30年度		62張		74張
		R 1年度		67張		83張
		R 2年度				0張

基本計画4 課題に柔軟に対応し、解決していくための組織づくり

重点推進目標 1 社協活性化の推進と社協役員体制の強化と事務局機能の充実につとめます

里 点推连口惊 I	工工 1777 /亡	性化の推進と仕跡	ガスダ 体制の	73316 と 争り	労问が化り	元夫につて	. <i>w</i> x 9
実践項目・事業	名 /	具体的事業		計画(上	段)/実績	(下段)	
(1) 社協会員の加	1入促進		H28	H29	H30	R1	R2
住民会員、団体・特	別会員、	法人会員の加入促	0	0	0	0	0
進を図る。			•	•	•	•	•
*住民会員1	П	100円以上	関係機関	維内市民	/町内会/	団体/法人	企業/価
*団体・特別会員1	□ 1,	000円以上		JEL JUL IV	/ HJ	131件/14/	(III //
*法人会員1	□ 5,	000円以上	年度/区分	封筒	町内会	一括日	町内会
			H28年度	2	28	2	10
			H29年度	2	28	4	10
			H30年度	2	26	4	12
			R1年度		25		11
			R2年度	2	23	2	13
			【会費納	入の依頼	先】		
					団体会員	法人会員	1
			H28年度		ļ		4
			H29年度	163名	ļ		4
			H30年度	158名	17団体	92企業	1
			R 1年度	160名	17団体	90企業	1
【納入実績】			R2年度	163名	17団体	90企業]
年度/区分 住民:		法人会費	団体会	弗	特別会費	合	計
	_{五貝} 70,188円			,000円	273,000		452,188円
	01,428円			,000円	263,000		443,428円
	39,134円	1,130,000円	154	,000円	246,000		269,134円
R 1 年 度 2,6	01,340円	1,110,000円	154	,000円	265,000)円 4,	130,340円
R 2 年 度 2,6	35,325円	1,110,000円	154	,000円	311,000	円 4,	210,325円
(2) 三役会の開催	1		H28	H29	H30	R1	R2
(2) 二汉云の州區			0	<u> </u>	0		
				•			
					•		'
			関係機関 	社協理事			
H28 年 度 5/10	社協2階分	会議室 参加者8名	(事務局1名)	1/18社協会	会議室 参加	者4名(事	務局1名
H29 年度 7/26	福祉セ	ンター 参加者5	名(事務局	4名)			
H30 年 度 実績	なし						
R1年度実績	なし						
R 2 年 度 実績							
2 - 132 / 134							

(3) 理事会の開催	H28	H29	H30	R1	R2
	0	0	0	0	0
	_				
	関係機関	社協理事			
H28 年 度 5/17参加17名 1/18参加12名	2/24参	加14名	3/17参加	加16名	
H29 年 度 6/1参加14名 6/20参加15名	8/28参	加12名	3/20参加	加14名	
H30 年度 5/21参加13名 12/18参加15:	名 3/22参	加14名			
R 1 年 度 5/24参加14名 6/11参加16名	12/20刻	参加14名	3/23 (書面開催)	
R 2 年 度 5/28 (書面開催) 3/2	22参加14名	1			
(4) 評議員会の開催	H28	H29	H30	R1	R2
	0	0	0	0	0
	_				
	関係機関	社協評議	員		
H28 年 度 5/23参加23名 1/23参加23	3/24参	参加26名			
H29 年 度 6/20参加27名 3/28参加26	i名				
H30 年 度 6/12参加28名 3/28参加31	.名				
R 1年度 6/11参加23名 3/30 (書面	開催)				
R 2 年 度 6/22(書面開催)3/29参加34	名				
(5) 監査の実施	H28	H29	H30	R1	R2
+ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	0	0	0		
本会監事による監査の実施(年4回)					
	関係機関	社協監事	-		
H28 年 度 5/10参加6名 8/2参加6名	11/29	参加6名	2/17参	加6名	
H29 年 度 4/27参加6名 7/27参加5名	12/ 4参	泳加5名	2/16参	加7名	
H30 年 度 5/14参加8名 8/6参加7名	11/7参	≽加7名	2/13参	加7名	
R 1年度 5/10参加7名 8/5参加6名	11/18	参加8名	2/12参	加8名	
		<i>ул</i> но ц	2/12/		
R 2 年 度 5/11参加8名 8/5参加8名	11/18	参加6名	2/12参	加6名	
	11/18 ² H28			加6名 R1	R2
R 2 年 度 5/11参加8名 8/5参加8名 (6) 部会及び委員会の開催	H28	参加6名 H29	2/12参7 H30	R1	0
R 2年度 5/11参加8名 8/5参加8名 (6) 部会及び委員会の開催 総務部会・地域部会・ボランティアセン	H28	参加6名	2/12参		R2
R 2 年 度 5/11参加8名 8/5参加8名 (6) 部会及び委員会の開催	H28	参加6名 H29	2/12参加 H30	R1	0
R 2年度 5/11参加8名 8/5参加8名 (6) 部会及び委員会の開催 総務部会・地域部会・ボランティアセン	H28 〇 関係機関	参加6名 H29 〇	2/12参) H30 〇 	R1	0
R 2年度 5/11参加8名 8/5参加8名 (6) 部会及び委員会の開催 総務部会・地域部会・ボランティアセン	H28 〇 関係機関 H28年度 H29年度	参加6名 H29 〇 社協部会 実績なし 実績なし	2/12参) H30 〇 	R1	0
R 2年度 5/11参加8名 8/5参加8名 (6) 部会及び委員会の開催 総務部会・地域部会・ボランティアセン	H28 ○ 関係機関 H28年度 H29年度 H30年度	参加6名 H29 〇 社協部会 実績なし 実績なし 実績なし	2/12参) H30 〇 	R1	0
R 2年度 5/11参加8名 8/5参加8名 (6) 部会及び委員会の開催 総務部会・地域部会・ボランティアセン	H28 〇 関係機関 H28年度 H29年度 H30年度 R 1年度	参加6名 H29 〇 社協部会 実績なし 実績なし	2/12参) H30 〇 	R1	0

H28 R2 (7) 役員研修会の開催 H29 H30 R1 四半期に一度、役員対象に社協職員が講 師となり、具体的な社協事業について研修 する中で、事業について理解を深めるとと 関係機関 社協理事/社協評議員 もに生活支援サービスとしての視点から社 H28年度 12/19「社会福祉法改正説明会」対象:理事、監事、評議員 協事業見直しの機会とする。 H29年度 実績なし (平成25年度より) H30年度 実績なし R 1年度 実績なし R 2年度 実績なし H28 R2 (8) 関係機関団体との連携強化、会議行事への参加 H29 H30 R1 社協活動推進にあたっては、地域住民組 織、福祉施設、団体等と協働した推進方法 をとる必要があり、これら調整を図るとと 関係機関 関係団体 もに一層の活動連携強化を図る。各会議、 ※平成28年度 市内福祉関係団体の総会、各会議 行事等に役職員が参加。 には積極的に参加させていただいている(随時) R2 (9) 事務局体制の調整と充実 H28 H29 H30 R1 職員の資質向上と処遇の改善に努め、事 務局体制の整備を促進する。 関係機関 稚内市/各種福祉団体 ※関係部局との連携協力および情報収集に努め、 随時推進している 重点推進目標2 財政の確立と財源の確保につとめます 実践項目・事業名 / 具体的事業 計画(上段)/実績(下段) (1) 公費補助及び共募配分金積極的増強 H28 R2 H29 H30 R1 国・道の補助事業の積極的活用と共同募 金(道地域・市地域)助成対象事業への拡 関係機関 北海道/稚内市/北海道共同募金会 大並びに市補助金の増額を進める。 ※北海道共同募金会との連携協力、情報収集に努 め、随時推進している H28 R2 (2) 全戸会員会費制度及び封筒制の推進強化 H29 H30 R1 自主財源確保のため、地域住民の理解と 協力のもと封筒による納入を推進する。 関係機関 一般市民/町内会 (再掲) 封筒町内会 年度/区分 一括町内会 28 40 H28年度 H29年度 40 28 H30年度 25 43 R1年度 25 41 23 43 R2年度

(3) 社会福祉基金の増強と関連する事業の推進市民の理解を得て基金増強に取り組む。

H28	H29	H30	R1	R2
0	0	0	0	0
•	•			

関係機関 一般市民/企業

【社会福祉基金】

年 度 / 区 分	残高
H 2 8 年 度	112,543,750円
H 2 9 年 度	114,509,826円
H 3 0 年 度	105,753,070円
R 1 年 度	104,003,146円
R 2 年 度	98,256,113円

【ボランティア基金】

/人 同
10,794,541円
※平成29年度6月20日開催第2回理事会および第1回評
議員会にて、基金運営事業のうち、ボランティア基金を
廃止し、社会福祉基金に一本化することが承認され
3

(4) 一般寄付及び愛情銀行の預託促進

役員が中心となり預託促進に努める。

				•
\circ	0	0	\bigcirc	0
H28	H29	H30	R1	R2

関係機関 一般市民/他

【法人へ預託】

年度/区分	件数	金額
H28 年 度	1件	20,000円
H29 年 度	0件	0円
H30 年 度	0件	0円
R 1年度	0件	0円
R 2年度	0件	0円

【社会福祉基金へ預託】

年度/区分	件数	金額
H28年度	1件	50,000円
H29年度	0件	0円
H30年度	1件	20,000円
R 1年度	23件	1,271,338円
R2年度	16件	1,341,050円

【愛情銀行へ預託】

年度/区分	件数	金額
H28年度	39件	1,627,411円
H29年度	23件	2,564,562円
H30年度	26件	1,108,016円
R 1年度	9件	295,948円
R 2年度	9件	481,684円

【訪問介護事業へ預託】

年度/区分	件数	金額
H28年度	1件	20,000円
H29年度	2件	70,000円
H30年度	0件	0円
R1年度	0件	0円
R2年度	2件	20,000円

【居宅介護師恩事業へ預託】

年度/区分	件数	金額
H28年度	1件	30,000円
H29年度	1件	20,000円
H30年度	1件	20,000円
R1年度	0件	0円
R2年度	1件	20,000円

重点推進目標3 公的事業の受託を継続します【稚内市委託業務】

実践項目・事業名 / 具体的事業 計画(上段)/実績(下段) H28 R2 (1) ふれあい生活支援事業 H30 H29 R1 ア 生活ゆうゆう講座開催(家族介護教 室の開催) 関係機関 稚内市/町内会/民生委員/老人クラブ 介護方法や介護予防、介護者の健康づく りについての知識と技術を習得させ、介護 【開催実績】

を受けても地域などでいきいきと生活でき るように講座(教室)を開催する。

年度/区分	実施回数	参加者合計
H28年度	5ヶ所	180名
H29年度	5ヶ所	217名
H30年度	1ヶ所	24名
R1年度	2ヶ所	52名
R2年度	委託契約せず	

イ 要約筆記奉仕員派遣事業

聴覚障害者等が会議や研修会に参加する 際に聞こえの保障の一部として、OHP等 の機器を利用して大きく映し出す活動の奉 仕員であり、要請と派遣のコーディネート を実施する。

H28 R2 H29 H30 R1

関係機関 稚内市/稚内身体障害者福祉協会/稚内要約 筆記通訳登録者

【開催実績】

年度/区分	派遣回数	派遣時間合計	派遣人数
H28年度	1回	1回 1時間	
H29年度	129年度 4回 14時間20分		5名
H30年度	3回	4時間50分	3名
R1年度	3回	4時間25分	5名
R2年度	実績なし	実績なし	0名

ウ 障害者スポーツ大会開催事業

市内に在住する障害者、ボランティア等がし 一同に会し、スポーツを通して体力の維持及 び機能回復を図るとともに、障害者間の交流 促進し相互理解を深める目的で開催する。

H28 R2 H29 H30 R1

関係機関 稚内市/関係福祉団体

【開催実績】

	内容	場所	開催日時	参加者数
H28年度	ふれあいボウリング大会	朝日ボウル	12月10日	2名
H29年度	ふれあいボウリング大会	朝日ボウル	12月9日	5名
H30年度	ふれあい大運動会	市体育館	12月15日	3名
R 1年度	ふれあい大運動会	市体育館	12月7日	5名
R 2年度	開催せず			

工 介護予防普及啓発事業

介護保険を必要としない健康な高齢者のための認知症予防学習教室を開催する。固定教室として宝来福祉センター1ヶ所他は町内会及び老人クラブ等団体及びグループ指定で実施する。

H28	H29	H30	R1	R2
0	0	0	0	0

関係機関 稚内市/町内会/老人クラブ/その他

【開催実績】

年度/区分	指定箇所数	指 定 先
H 28 年 度	7ヶ所	老人福祉センター、富士見健康クラブ、栄寿会、今恵恵寿会、まど
1120 + 12	7 7 771	か、ひかり緑寿会、上勇知老人クラブ
H 2 9 年 度	7 ヶ所	老人福祉センター、富士見健康促進部、栄寿会、今恵恵寿会、まど
1123 1 12	, , ,,,,	か、ひかり緑寿会、上勇知老人クラブ
H 3 0 年 度	8 ヶ所	老人福祉センター、富士見健康促進部、栄寿会、今恵恵寿会、まど
1130 平 及	0 7 771	か、ひかり緑寿会、上勇知老人クラブ、南4町内会
R 1年度	7 ヶ所	老人福祉センター、富士見健康促進部、栄寿会、今恵恵寿会、まど
八十人	1 7 171	か、ひかり緑寿会、上勇知老人クラブ、南5町内会
R 2年度		 新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 予 防 対 策 の た め に 事 業 中 止
八七十尺		

(2) 稚内市総合福祉センターの管理運営業務

(平成30年度が指定管理者指定最終年度) 市民福祉の向上を図るため設置されているセンターであり適切な管理運営を心がける。また地域福祉センター的な位置づけの中で広く市民に利用を促進して有効かつ充実した利用を図る。

※平成30年度にて5年間の指定管理終了。 再度令和元年度~5年度までの指定管理を受託 する。

H28 H29 H30 R1 R2 O O O O O

関係機関 稚内市

【利用実績】

年度/区分	利用件数		1件平均	指定管理状況
H28年度		13,523人	22.84人	3年目
H29年度	580件	11,274人	19.43人	4年目
H30年度	570件	8,658人	15.18人	5年目
R1年度	503件	9,653人	19.19人	1年目
R2年度	239件	3,241人	13.56人	2年目

(3) 稚内市老人福祉センターの管理運営業務

(平成30年度が指定管理者指定最終年度) 老人福祉センターとして地域の広く高齢 者の利用を促進して有効かつ充実した老人 福祉の要としていく。

※平成30年度にて5年間の指定管理終了。 再度令和元年度~5年度までの指定管理を受託する。

※平成30年度にて5年間の指定管理終了。

再度令和元年度~5年度までの指定管理を受託 する。

H28	H29	H30	R1	R2
\circ	0	\bigcirc	0	0

関係機関 稚内市

【老人福祉センター利用実績】

年度/区公	会館日数	老人利用人数		
十尺/ 凸刀	云跖口数	男性	女性	合計
H28年度	293日間	6,590人	6,118人	12,708人
H29年度	290日間	6,066人	5,347人	11,413人
H30年度	289日間	5,723人	4,687人	10,410人
R1年度	265日間	4,978人	3,719人	8,697人
R2年度	222日間	1,267人	1,506人	2,773人

【老人福祉センター入浴利用実績】

207 (III III - 1) / (II 137				
年度/区分	会館日数	老人利用人数		
十尺/ 凸刀	五品口奴	男性	女性	合計
H28年度	101日間	2,045人	2,480人	4,525人
H29年度	97日間	1,836人	2,393人	4,229人
H30年度	97日間	1,747人	2,338人	4,085人
R1年度	89日間	1,590人	1,805人	3,395人
R2年度	82日間	846人	1,059人	1,905人

(4) 稚内市宝来地区在宅介護支援センター事業

在宅の要援護高齢者若しくは要援護となるおそ れのある高齢者又はその家族等に対し、在宅介護 に関する総合的な相談に応じ、ニーズに対応した 関係機関 稚内市 各種の保健、福祉サービスが総合的に受けられる ように連絡調整等の便宜を供与し福祉の向上を図 るために設置する相談機関。「地域包括支援セン ター」の協力機関としての位置づけも加味され、 初期相談窓口機能を有し、公平かつ中立的な立場 で在宅保健福祉サービスを全体調整していく。

※対象地域:はまなす、アサヒ、宝来、恵比 須、ノシャップ、富士見、西浜、更喜苫内、恵 北、増幌

H28	H29	H30	R1	R2
0	\bigcirc	\bigcirc	\circ	\bigcirc

【実態把握調査件数】

年度/区分	4~7月	8~11月	12~3月	合 計
H28年度	302件	219件	168件	689件
H29年度	274件	201件	214件	689件
H30年度	241件	188件	136件	565件
R 1年度	247件	178件	124件	549件
R2年度	84件	260件	115件	459件

IV 地域福祉実践計画の基本的な考え方

- 1 計画策定の背景と理念と目的
- (1) 計画の位置づけ等

◆背 景

令和2年6月に社会福祉法が改正され、地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、市町村においては、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に行う「重層的支援体制整備事業」が創設されました。

各市町村における包括的支援体制の整備にあたっては、これまでの相談支援や実践等の取組を踏まえ、新型コロナウイルス症が蔓延する社会情勢下においても感染対策に注視しながら、 社協の事業・活動や地域住民による地域福祉活動について、社協が主導的な役割を発揮することが期待されています。

◆理念と目的

誰もが住み慣れた地域で暮らし続けるには、社協をはじめ、町内会や民生児童委員、老人クラブ、各種団体とも協力関係を維持しつつ、福祉サービス提供者、ボランティア、NPOなどがネットワークを組み、それぞれの特徴を活かしながら稚内らしい地域づくりが求められます。

市民生活に直結した事業の見直しと各種事業の振り返りと充実、継続性のある事業の組み直し、広範な社協PRと広報活動の充実、経営感覚を持った介護保険事業の運営を目指し、さらに種々社会情勢を勘案しながら各種事業を行う必要性があり、稚内市との計画的な地域福祉活動の展開、地域福祉の基盤・体制づくり、社協運営・経営に取り組むことを目的に地域福祉実践計画を策定します。

■地域福祉計画と地域福祉実践計画の関連

地域福祉計画は、行政機関である稚内市が策定する行政計画として地域福祉推進のあり方を 具体化する計画です。一方、市町村社協が策定する地域福祉実践計画は、地域において活動を 担う地域住民やボランティア団体、NPO等の民間団体の自主的・自発的な福祉活動を中心に した民間の活動・行動計画と定義されており、地域福祉計画が上位の計画として位置づけられ ております。

つまり地域福祉実践計画は、地域住民の立場から多様な民間組織や地域住民が参画・協働して様々な諸活動を自主的に計画するところに独自性がありますが、最大の意義は、その地域の 社協が目指す「福祉のまちづくり」プランを示すものであるということです。

地域福祉計画との関連においては、人と人、人と社会がつながり生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる、包摂的なコミュニティ、地域をつくり「地域共生社会」の実現に向けて共に推進していく方向性は共通しており、地域社会の課題を共有し、協働して地域福祉の課題解決に向け地域をともに創っていくものであり、そのための包括的な支援体制を構築し、相互に補完し、連携・役割分担する関係が強く求められているところです。

本計画の策定に当たっては、稚内市と社会福祉協議会が、稚内市の地域福祉の推進を図るため、将来、1つの計画として取り進めることとしております。

■計画の位置づけ

これまでそれぞれが策定していた、地域福祉計画と地域福祉実践計画を同じ計画年度でそろえることによる官民一体的な計画の実現をはかり、社協は行政計画との連携の中で社協らしく 民間感覚でよりきめ細かい事業展開が可能となります。 特に令和6年度からの5年間とする設定で初めて足並みをそろえるにあたり、そのための調整期間、準備期間として、社協としての振り返りや整理、課題を明確にするための短期計画と致します。

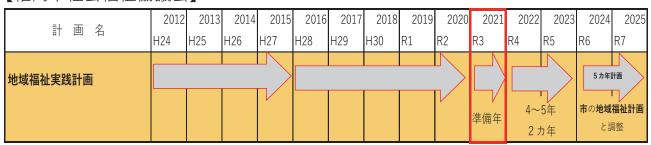
また計画全体にSDGsを標榜した計画とし、また国が提唱している「地域共生社会を実現するための計画」という立場で作成し、医療と介護の連携を中心として、制度にとらわれることなく、住民福祉を展開し、推進するための稚内市独自の実践を提唱する計画としても位置づけています。

■他の計画との関連

【稚内市における関連計画】



【稚内市社会福祉協議会】



(2) 計画の期間

令和4年度から5年度の2年間とする。

また、社会状況の変化や関連計画との整合性を図るため、必要に応じて見直しを行うものとします。

2 基本目標、基本計画と実施計画書体系図

●基本目標

ともに支え合う安心・安全・福祉のまちづくり

●基本計画

基本目標の実現に向け、次の計画に基づき事業を推進します。

基本計画1:地域の課題を発見・共有し、解決していくための

仕組みづくり

基本計画2:住民一人ひとりの生活課題を受け止め、

解決していくための体制づくり

基本計画3:地域づくりを主体的に担う人づくり

基本計画4:課題に柔軟に対応し、解決していくための組織づくり

基本計画と重点推進項目

基本計画1:地域の課題を発見・共有し、解決していくための仕組みづくり

- ▶町内会における高齢者等の見守り体制の整備・充実・強化をします
- ▶市内居住している高齢者・障害者の権利を擁護します
- ▶策定した実践計画の評価をします

基本計画2:住民一人ひとりの生活課題を受け止め、

解決していくための体制づくり

- ▶高齢者・障害者の地域生活を支えます
- ▶生活のあらゆる相談に応じ解決に導きます
- ▶生活困窮者等の最後の砦機能として関係機関と連携して活動します

基本計画3:地域づくりを主体的に担う人づくり

- ▶ボランティア活動の充実とマンパワー育成につとめます
- ▶赤い羽根共同募金を活用した事業をします
- ▶歳末助け合い助成金を活用した事業をします
- ▶社協愛情銀行を活用した事業をします
- ▶福祉関係団体とのネットワークを推進します

基本計画4:課題に柔軟に対応し、解決していくための組織づくり

- ▶社協活性化の推進と社協役員体制の強化と事務局機能の充実につとめます
- ▶財政の確立と財源確保につとめます
- ▶公的事業の受託を継続します

地域福祉実践計画 実施計画書体系図

基本目標	基本計画	重点推進項目	具体的事業
		町内会における高齢者等の見守り 体制の整備・充実・強化をします	福祉委員活動費助成事業、ふれあいラ ンチ事業、生活支援コーディネーター事 業など
	地域の課題を発見・共有し、解 決していくための仕組みづくり	高齢者・障害者の権利を擁護し ます	法人後見事業、権利擁護サポート事業、日常生活自立支援事業など
		策定した実践計画の評価をします	地域福祉実践計画評価事業及び次期計画についての打ち合わせ準備を進める
		高齢者・障害者の地域生活を支えます	ケアプラン作成事業、訪問介護事業、人材 確保の為の活動展開、障害者の計画相談 作成及び調査業務、介護事業研修
と も も	住民一人ひとりの生活課題を受け止め、解決していくための体 ―― 制づくり	生活のあらゆる相談に応じ解決に導きます	
支え合う安		生活困窮者等の最後の砦機能とし て関係機関と連携して活動します	生活福祉資金貸付事業、生活資金の貸 一付事業、特別生活資金の貸付事業及び 生活困窮者自立促進事業など
心		ボランティア活動の充実とマン パワー育成につとめます	ボランティアセンター運営事業、福祉団 体活動助成事業、防災ボランティア講 座、活動保険加入手続など
安全・福福		赤い羽根共同募金を活用した事 業をします	団体助成、ふくしフェスタ開催、社協広 報誌、ホームページ維持管理、社会福祉 大会開催など
祉 の ま	地域づくりを主体的に担う人 づくり	歳末助け合い助成金を活用した 事業をします	歳末助け合い運動及びまごころの支 給、ひとり暮らし除雪サービスなど
ちづくり		社協愛情銀行を活用した事業をします	老人の杖助成、車椅子貸出、災害見舞 金支給、無収入者見舞金事業、愛の小 箱など
		福祉関係団体とのネットワーク を推進します	福祉団体の事務局運営、行事用テントの貸出、その他ボランティア団体への協力
		社協活性化の推進と社協役員体制の強化と事務局機能の充実につとめます	社協会員の加入促進(社協会費)、三役会、理事会、評議員会開催、役員研修会など
	課題に柔軟に対応し、解決し ていくための組織づくり	財政の確立と財源確保につとめます	公費補助及び共同募金助成金の増強、全戸会員会費制度の推進の強化、社会福祉資金の増強など
		公的事業の受託を継続します	ふれあい生活支援事業、総合福祉センター、老人福祉センター、在宅介護支援 センターの管理運営

※ 内容等について、見直しを行った箇所がある場合

3 目標達成のための重点推進項目

基本目標 ともに支え合う安心・安全・福祉のまちづくり

基本計画1 地域の課題を発見・共有し、解決していくための仕組みづくり

重点推進項目 1 町内会における高齢者等の見守り体制の 整備・充実・強化をします

実践項目・事業名 / 具体的事業 / 事業区分 【継続・新規】	財源区分	関係機関
(1) 福祉委員活動費助成事業 【継 続】 「安心で住み易い」地域づくりをめざすため、町内会において見守り活動を推進する組織として福祉部福祉委員を設置している町内会へ活動費を助成する。また定期的に連絡会議等を開催し、日常的に地域実態の把握に努めるとともに要援護者に対する支援として行政や関係団体と連携し情報交換しながら具体的な検討をしていく、さらに福祉委員活動への具体的アドバイスや地域サロンの作り方や集いの場設置について情報提供をする。	社協会費	町内会 民生委員 福祉委員
(2) ふれあいランチ事業 【継 続】 子ども達の地域福祉活動への参加促進を目的に、町内会のこどもや親、学校教職員、町内会役員、民生委員などが協力して、独居および高齢者夫婦世帯へお弁当を配達する事業などを推進する町内会に助成を継続する。(町内会単位で申請、指定) また指定町内会数や世帯数などを参考に、助成金の上限見直しなど地域実情に合った事業展開を進めていく。	社協会費	町内会 民生委員 福祉委員 老人 ^{クラブ} 学 校
(3) 生活支援コーディネーター事業 【継 続】 稚内市では、高齢者保健福祉計画において、安心して暮らせるためのサービス・支援の充実を掲げ、このうち、地域で支え合う仕組みづくりの推進(生活支援体制の整備)するためにも、「生活支援コーディネーター」の配置し、コーディネーターを中心に、地域住民の力を活用した多様な生活支援サービスを提供できる地域づくりに取り組んでいくことを基本目標としております。 そうしたことから、当該サービスの円滑な運用を図るため当該業務を受託し、稚内市と一体となり高齢者 具体的には、社会活動の変化に応じた新たな生活支援サービスの提供に向けて、市内福祉団体等と連携して、地域ボランティア等の生活支援の担い手養成・発掘や新たな見守り体制等の地域資源の開発やネットワーク化を推進する。第1層コーディネーター 1名配置第2層コーディネーター 2名配置	稚内市委託	稚内市 市内 民生委員 福祉 老人クラプ その他

重点推進項目 2 高齢者・障害者の権利を擁護します

実践項目・事業名 / 具体的事業 / 事業区分 【継続・新規】	財源区分	関係機関
(1) 法人後見・権利擁護サポート事業・日常生活自立支援事業		稚内市
アニ法人後見事業 【継 続】	社協会費	稚内市地域
認知症、知的障害、精神障害等により、判断能力が必ずしも十分でな		包括支援セ
い人の権利や財産を守るため、社協が成年後見人となることにより、		ンター

① 務 生 及	人の権利擁護を図る。(当面の間、保佐人、補助人は実施しない) 家庭裁判所審判により付与される同意権、取消権及び代理権に係る事 、後見事務 ②本人の居所を定期訪問し、安否確認と心身の状態及び 活状況の把握 ③財産調査を行い、財産目録を調製し、財産管理計画 び身上監護計画の策定 ④金融機関の貸金庫及び社協金庫での財産の 管 ⑤台帳の整備 ⑥その他		雅内家庭 裁判所 弁護士事 務所
助業施	イ 権利擁護サポート事業 【継 続】 「日常生活自立支援事業」は認知症高齢者、知的障害者及び精神障害などの意志決定や意思表示の困難な在宅者に対し、福祉サービスの援や代行、日常的な金銭管理などの地域生活支援サービスを提供する事であり、訪問1回あたりのサービス利用料1200円の半額助成事業を実する。 助成額:訪問1回につき利用料半額助成(600円相当)	社協会費	北海道社会福祉協議会他関係機関
分 ビ	ウ 日常生活自立支援事業 【継 続】 認知症、知的障害及び精神障害などにより判断能力が必ずしも十 でない人への福祉サービスの利用援助を目的に具体的な福祉サー スに関する情報提供やお手伝い、金銭管理、公共料金の支払い代 や通帳等の管理業務	社協会費	北海道社会福祉協議会
務 「 設	エ 「稚内市権利擁護支援センター(仮称)」設立準備 【新規 R4】 高齢者、障害者本人や家族に対する相談受付業務・申立て資料作成業 ・成年後見等支援実務及び死後事務などの一連の成年後見業務、また 日常生活自立支援事業」も含めた総合的に支援実施できるセンターの 立構想の整備を稚内市を始め関係機関に積極的に働きかけ、設立に向 た基盤づくりを進める。	公費及び 委託費等	稚内市 北海道社 会福祉協 議会
重点	推進項目 3 策定した実践計画の評価をします		
実	践項目・事業名 / 具体的事業 / 事業区分【 継続・新規】	財源区分	関係機関
後	1) 地域福祉実践計画評価事業 【新規 R5】 令和3年度に策定した地域福祉実践計画の評価反省をする。計画開始 2年目に予定。目標達成度などを含め次期計画へつなげる評価と反省 行い、理事会へ報告する。	社協会費	社協実践 計画策定 委員会 理事会
次	2)次期計画の打ち合せ準備等 【新規 R5】 行政と民間との福祉サービスの連携強化と協働を図るため、稚内市の 期地域福祉計画と一体化を進めるため事前協議など準備を進める。実 計画期間については、令和 6 年度から 1 0 年度までの 5 年間とする	社協会費	社協実践 計画策定 委員会 理事会

基本計画 2 住民一人ひとりの生活課題を受け止め、

解決していくための体制づくり

重点推進項目 1 高齢者・障害者の地域生活を支えます

実 践項目・事業名 / 具体的事業 / 事業区分【 継続・新規】	財源区分	関係機関
(1) 指定居宅介護支援事業 (ケアプラン及び介護予防プラン作成事業)【継 続】 介護や支援が必要になった利用者が自宅において自立した生活を営む ことが出来るように、利用者の心身の状況、環境等に応じ、利用者と相 談をしながらあらゆる介護資源から適正な保健や医療サービス及び福祉 サービスが総合的かつ効果的に提供されるよう支援を行う。 根拠法:介護保険法 ※「要支援1」と「要支援2」のプランについては、地域包括支援セン ターにて作成している。	介護報酬	北海道 稚内市
(2) 指定居宅サービス事業 (訪問介護及び介護予防訪問介護事業) 【継 続】 介護や支援が必要になった方の心身の特性を踏まえてその方の能力に 応じ、できるだけ自立した日常生活が出来るよう、入浴、排泄、食事の 介護その他生活全般の日常生活の世話等を訪問介護員が行い、利用者等 が健全に生活を営むためサービスを提供する。また常に経営的視点のも と、事業全体の検証を実施する。 根拠法:介護保険法		北海道稚内市
(3) 新たな介護事業の検討 【新規 R4】 稚内市も全国と同様に、人口減少と少子高齢化が加速度的に進んでいる社会状況 となっている。そうした背景のなか、特に介護事業を実施するに当たり、訪問介護 員の高齢化となり手不足という人材確保が最大の課題となっており、これは市内す べての介護保険事業所も同様といえる。 その結果、社協が担っている介護事業においては慢性的な赤字経営が続いている 状況となっているが、常に経営的視点のもと、事業全体の検証を実施する中で、社 協として社協らしく、社協のネットワークを生かした介護・福祉サービス事業とは 何なのかを改めて検討を進める。 検討テーマ例(1)赤字克服の為の対策について (2)介護職員の確保、掘り起こ しについて (3)新たな生活支援サービスのあり方について (4)社協ネットワークを生かした新たな見守り体制について	受託金	稚内市
(4) 指定相談支援事業 (相談及びサービス利用計画作成事業) 【継 続】 障害者等が普通に地域において自立した日常生活又は社会生活を営む ことができるよう、障害者及び家族等からの相談に応じ、必要な情報提 供及び助言等を行う。関係機関等の連絡調整、その他障害者等の権利擁 護のために必要な援助を行う事業。 事業所名:宗谷圏域障害者総合相談支援センター 相 談 員:センター長1名 相談員4名 事 務 所:稚内市(3名)及び枝幸町(2名) 委 託 先:稚内市、宗谷総合振興局及び各町村役場(5町1村) 根 拠 法:障害者総合支援法	委託費及び公費	北海道 稚内市 猿払村 枝幸町 浜頓別町 利尻雷士町 礼文町

(5) 居宅介護事業 (障害者ホームヘルプサービス事業) 【継 続】 身体障害者及び知的障害者、精神障害者の心身の特性を踏まえて、その方の能力		北海道
に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護、調理、洗濯及び掃除の家事、生活等に関する相談及び助言並びに外出時における移動の介護その他生活全般にわたる援助を行う事業。また常に経営的視点のもと、事業	0公貨	稚内市
全体の検証を実施する。 根拠法:障害者総合支援法		
(6) 指定居宅介護支援事業(訪問調査) 【継 続】 要介護認定(介護保険法)及び障害程度区分認定(障害者自立支援	稚内市委託	稚内市
法)における訪問調査の実施。		その他
(7) 研修事業 【継 続】 介護保険事業関係職員は、相談支援技術の向上をめざし1年に1回以	介護報酬	北海道社会
上の研修を受ける。また全市的な研修機会については、保険者である稚内市と連携・協同し職員の向上に努める。		福祉協議会他
		関係機関
重点推進項目 2 生活のあらゆる相談に応じ解決に導きま 	す 	
実践項目・事業名 / 具体的事業 / 事業区分【継続・新規】	財源区分	関係機関
(1) ふれあい総合相談事業 【継 続】		
3.46000 地口相談がことで、過級正成の日間土出土のありずる相談でありずる	社協会費	稚内市民
ニーズに対応できるよう、常に、誰もが、気軽に相談できるよう適切な助言援助を		生児童委員連絡協
行う。 *第1第3月曜日 - 午後1時~3時		議会
		130 24
■ * 場別 = 付 云 桶机 肠 譲 云 阳 談 至		
*場所-社会福祉協議会相談室 生活用電老等の最後の些機能として		
生活困窮者等の最後の砦機能として 重点推進項目 3	壬動を准)	めます
生活困窮者等の最後の砦機能として 重点推進項目 3 関係機関と連携して流		
生活困窮者等の最後の砦機能として 重点推進項目 3		めます関係機関
生活困窮者等の最後の砦機能として 重点推進項目 3 関係機関と連携して流 実践項目・事業名 / 具体的事業 / 事業区分【継続・新規】 (1) 生活福祉資金の貸付及び援助活動 【継 続】	財源区分	
生活困窮者等の最後の砦機能として重点推進項目 3関係機関と連携して流実践項目・事業名 / 具体的事業 / 事業区分【継続・新規】(1) 生活福祉資金の貸付及び援助活動 【継 続】国が定める生活福祉資金貸付制度要綱に基づき、低所得世帯、障害者	財源区分	関係機関
生活困窮者等の最後の砦機能として重点推進項目 3関係機関と連携して活実践項目・事業名 / 具体的事業 / 事業区分【継続・新規】(1) 生活福祉資金の貸付及び援助活動 【継 続】国が定める生活福祉資金貸付制度要綱に基づき、低所得世帯、障害者世帯または高齢者世帯に対し、資金の貸付けと必要な相談・支援によ	財源区分	関係機関 北海道社会 福祉協議会 ハローワー
 生活困窮者等の最後の砦機能として関係機関と連携して満実践項目・事業名 / 具体的事業 / 事業区分【継続・新規】 (1) 生活福祉資金の貸付及び援助活動 【継 続】 国が定める生活福祉資金貸付制度要綱に基づき、低所得世帯、障害者世帯または高齢者世帯に対し、資金の貸付けと必要な相談・支援により、経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の 	財源区分	関係機関 北海道社会 福祉協議会 ハローワーク
重点推進項目 3 生活困窮者等の最後の砦機能として関係機関と連携して満 実践項目・事業名 / 具体的事業 / 事業区分【継続・新規】 (1)生活福祉資金の貸付及び援助活動 【継 続】 国が定める生活福祉資金貸付制度要綱に基づき、低所得世帯、障害者世帯または高齢者世帯に対し、資金の貸付けと必要な相談・支援により、経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活をめざすことを目的として援助指導を行う。	財源区分	関係機関 北海道社会 福祉協議会 ハローワー
重点推進項目 3 生活困窮者等の最後の砦機能として関係機関と連携して満実践項目・事業名 / 具体的事業 / 事業区分【継続・新規】 (1) 生活福祉資金の貸付及び援助活動 【継 続】 国が定める生活福祉資金貸付制度要綱に基づき、低所得世帯、障害者世帯または高齢者世帯に対し、資金の貸付けと必要な相談・支援により、経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活をめざすことを目的として援助指導を行う。 [生活福祉資金]	財源区分	関係機関 北海道社会 福祉協議会 ハローワーク
重点推進項目 3 関係機関と連携して 実践項目・事業名 / 具体的事業 / 事業区分【継続・新規】 (1) 生活福祉資金の貸付及び援助活動 【継 続】 国が定める生活福祉資金貸付制度要綱に基づき、低所得世帯、障害者 世帯または高齢者世帯に対し、資金の貸付けと必要な相談・支援によ り、経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の 促進を図り、安定した生活をめざすことを目的として援助指導を行う。 [生活福祉資金] ①総合支援資金(生活支援費・住宅入居費・一時生活再建費) ②福祉	財源区分	関係機関 北海道社会 福祉協議会 ハローワーク
重点推進項目 3	財源区分	関係機関 北海道社会 福祉協議会 ハローワーク
重点推進項目 3	財源区分	関係機関 北海道社会 福祉協議会 ハローワー
重点推進項目 3 生活困窮者等の最後の砦機能として 関係機関と連携して演 実践項目・事業名 / 具体的事業 / 事業区分【継続・新規】 (1) 生活福祉資金の貸付及び援助活動 【継 続】 国が定める生活福祉資金貸付制度要綱に基づき、低所得世帯、障害者 世帯または高齢者世帯に対し、資金の貸付けと必要な相談・支援により、経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活をめざすことを目的として援助指導を行う。 [生活福祉資金] ①総合支援資金(生活支援費・住宅入居費・一時生活再建費) ②福祉資金(福祉費・緊急小口資金) ③教育支援資金(教育支援費・就学支度費)④不動産担保型生活資金(不動産担保型生活資金・要保護世帯向け不動産担保型生活資金)厚生労働省の要綱に基づき、離職者を支援す	財源区分	関係機関 北海道社会 福祉協議会 ハローワー
重点推進項目 3	財源区分	関係機関 北海道社会 福祉協議会 ハローワー
重点推進項目 3 生活困窮者等の最後の砦機能として関係機関と連携して深実践項目・事業名 / 具体的事業 / 事業区分【継続・新規】 (1) 生活福祉資金の貸付及び援助活動 【継 続】 国が定める生活福祉資金貸付制度要綱に基づき、低所得世帯、障害者世帯または高齢者世帯に対し、資金の貸付けと必要な相談・支援により、経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活をめざすことを目的として援助指導を行う。 [生活福祉資金] ①総合支援資金(生活支援費・住宅入居費・一時生活再建費) ②福祉資金(福祉費・緊急小口資金) ③教育支援資金(教育支援費・就学支度費)④不動産担保型生活資金(不動産担保型生活資金・要保護世帯向け不動産担保型生活資金)厚生労働省の要綱に基づき、離職者を支援するための公的給付制度または公的貸付制度を申請している住居のない離職者に対して、給付金又は貸付金の交付を受けるまでの当面の生活費を	財源区分	関係機関 北海道社会 福祉協議会 ハローワー
重点推進項目 3	財源区分	関係機関 北海道社会 福祉協議会 ハローワー
重点推進項目 3	財源区分	関係機関 北海道社会 福祉協議会 ハローワー
重点推進項目 3	財源区分	関係機関 北海道社会 福祉協議会 ハローワーク
重点推進項目 3	財源区分	関係機関 北海道社会 福祉協議会 ハローワーク

(2) 生活福祉資金調査委員会の開催 【継 続】 貸付の可否について調査等内容を審議する。(対象:更生資金・福 資金(福祉費・住宅関係)及び免除審査)貸付、償還事務の円滑な推 を図りつつ長期滞納世帯の調査及び償還督励等(法的措置も視野)に いて、委員会と密接な連携を図り効果的な事業推進を押し進める。	進	稚内市民 生児童委 員連絡協 議会
(3) 民生児童委員連絡協議会との連携 【継 続】 各種貸付相談に際し、地域の民生児童委員等に意見を求め、借受人 地域情報や生活背景を聞き取りするなど、貸し付け判断の重要な参考 させていただく。		雅内市民 生児童委 員連絡協 議会
(4) 生活福祉資金貸付等の調査研究 【継 続】貸付及び償還方法、長期滞納世帯等に対する対応等の調査研究を行う。①地区民協生活福祉資金推進部会への協力②生活福祉資金連絡会議への出席	社協	雅内市民 生児童委 員連絡協 議会
(5) 社協「生活資金」の貸付 【継 続】 経済的理由により、一時的に困窮する低所得世帯に貸付する。 *貸付額-1世帯5万円以内 ※相談内容を精査し、貸し付けする。	社協	雅内市民 生児童委 員連絡協 議会
(6) 「特別生活資金」の貸付 【継 続】 老齢福祉年金等を受給している高齢者、障害者世帯等に対し、冬期 における生活を維持する資金(灯油代)の貸付を行う。 *12月1日から翌年2月末まで貸付 *貸付額-1世帯5万円以内	間 受託金、	稚内市民 生児童委 員連絡協 議会
(7) 生活困窮者自立促進事業 【継 続】 平成27年4月から「生活困窮者自立支援法」が施行され、生活困窮者の継続的・包括的な相談支援体制を体系的に実施している。訪問からセスメント・プラン作成を通じて本人に沿った地域の各種資源をつなぎ、自立を支えるための相談支援体制を構築するため、「自立生活支センター」を中核的機関として位置づけ、稚内市に設置するほか、枝町にも同様の機能を持たせるため職員を常駐させるとともに、関係機の連絡調整会議の設置、開催及び運営をする事業を展開する。稚内市委託事業の中で、住宅給付支援に関わる相談、受付、申請業を合わせて行う。 対象:経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなる恐れのある者名称:自立生活支援センター場所:稚内市社協及び枝幸町職員:5名(稚内市4人 枝幸町1人)委託先:稚内市及び宗谷総合振興局	世と、「おおり」を表して、「おもり」を表して、「おもり」を表して、「おもり」を表して、「おもり」を表して、「おもり」を表して、「おもり」を表して、「おもり」を表して、「まりまり」を表して、「まりまり」を表して、「まりまり」を表して、「まりまり」を表して、「まりまりまりまりまりまりまりまりまりまりまりまりまりまりまりまりまりまりまり	各種行政で業の他

基本計画3 地域づくりを主体的に担う人づくり

重点推進項目 1 ボランティア活動の充実とマンパワー育成につとめます

実践項目・事業名 / 具体的事業 / 事業区分【継続・新規】	財源区分	関係機関
(1) ボランティアセンター運営事業 (相談、登録、斡旋) 【継 続】 ボランティアセンターの活動強化と活動ポイントについて調査研究し、ボランティア活動の積極的な推進に努め、活動における需給調整は団体、個人の登録を進めていく。また、ボランティアニーズの高い活動に対して育成や養成、発掘に心がけるとともに、市内各学校の福祉教育部門との連携およびボランティア団体に対して総合的な相談に応じていく。さらにはボランティア活動のPR啓蒙強化を図るため、各種マスコミや掲示板、新聞、放送(FMわっぴー)等情報媒体の積極的な活用を図る。	社協ボランティア基金	各関係機関
(2) ボランティアセンター推進協議会開催事業 【継 続】 市内ボランティア活動について幅広い見地から意見提言を行い、ボランティアの活動内容等が充実することを目的に開催する。	社協ボラン ティア基金	
(3) 防災ボランティア講座開催事業 【継 続】 稚内市内における防災意識が高まる中で、特に地域におけるボランティア の役割や実際の防災ボランティア活動について広く啓蒙 PR し、役立つ知識 を習得するため講座を開催する。	^	稚内市 町内会 一般市民
(4) 防災関係事業 【継 続】 東日本大震災を経験した中で、社協における防災事業がより重視されるようになっており、要援護者支援、避難所支援、ボランティア受け入れ支援、救援物資の受け入れ支援、被災市民の情報収集など直接・間接支援業務が期待されております。基本的には稚内市防災計画に準拠しながら行政機関との連携を密にしながら社協としての役割を自覚し、社協内部研修の実施や各福祉団体へ自主防災計画等防災関係情報の提供や社協防災士の積極的な派遣につとめる。	社協	稚内市 町内会 民生委員 福祉委員 老人クラプ その他
(5) 福祉団体活動助成事業 【継 続】 これからボランティア活動及び福祉活動等を開始しようとする団体・グループ等からの申請を受け、審査し、団体やグループ等に対して限度額10万円、3年間の期間限定で団体等における育成事業の助成を図る。また、活動内容等を精査しつつ、活動の継続性及び効果を考慮し、赤い羽根共同募金・総合福祉的事業(団体助成対象)として推薦する。	社協ボランティア基金	
(6) その他研修会参加 【継 続】 *管内ボランティア実践者交流会参加 *研修会、会議への出席及び参加 *ボランティア情報のPR啓蒙事業 社協広報誌内にコーナーを設置し、活動のPR啓蒙をし、ボランティア意識の向上と情報提供をする。	社協ボランティア基金	

(7) ボランティア活動保険加入促進事業 【継 続】 ボランティア活動中での様々な事故によるケガやそれに伴う賠償責任を補償するためのボランティア活動保険の加入促進、行事用保険の加入手続き等の促進に努める。(対象:ボランティアグループ、NPO法人、町内会等) (8) ボランティア関係団体助成事業 【継 続】	社協ボランティア基金	全国社会福祉協議会保険会社
市内に居住する障害児(者)への支援を目的とした福祉活動の推進を図るための福祉団体への助成を通じて、各種福祉活動の充実と向上を図る。	社協会費	各ボラン ティア団体
(9) ボランティア情報のPR啓蒙事業 【継 続】 社協広報誌内に専用のコーナーを設置し、活動のPR啓蒙をし、ボランティア意識の向上と情報提供をする。(全戸配布)	社協会費	当該関係団体
点推進項目 2 赤い羽根共同募金を活用した事業をしま	す	
実践項目・事業名 / 具体的事業 / 事業区分【継続・新規】	財源区分	関係機関
(1) 総合福祉的事業(団体助成) 【継 続】 共同募金の特質に鑑み、地域に根ざした相互援助社会の構築に向け、高齢者、障害者等の支援を目的とした地域における在宅福祉活動の推進を図るという民間福祉活動の原則に従い各福祉団体への助成を通じて、福祉活動の充実と向上を図る。ただし、共同募金の目標額達成が毎年度困難な状況が継続している中で、一般公募という公平公正な申請方法を実施するとともに申請団体の活動内容、繰越金額の調査及び助成方法、助成金額の見直し等について助成審査委員会にて検討を行い、適正な助成に努める。 [対象となる団体] ・高齢者関係団体 ・障害児・者関係団体 ・児童青少年団体 ・住民全般関係団体 ・交通防犯関係 ・その他	共同募金	当該関係団体
(2) 稚内ふれあい広場ふくしフェスタ開催事業 【継 続】 (9月第1週土曜日) 当事者団体や協力団体からなる実行委員会を立ち上げ内容検討し、一般市民参加型企画として市民とともに楽しいひとときを過ごしながら、"心のバリアフリー"となるための普及・啓発交流の場として、障害者や高齢者が住みやすい福祉豊かな街づくりを考える機会を目指していく。	共同募金 助成金	実行委員会 参加団体 稚内市
(3) 社協広報紙の発行事業 (年4回発行全戸配布) 【継 続】 最新の地域福祉情報及び社協主催の地域福祉サービスを市民に的確に 提供するため社協広報紙を「広報わっかない」に含めて発行する。内容 については、地域住民が求める内容を心がけ見やすいものとし、広報媒 体として充実強化に努める。	共同募金助成金	稚内市 印刷会社
	共同募金 助成金	市内契約企業

をを目指ていく。

(5) 稚内市社会福祉大会開催事業 【継 続】

3年に1度の社会福祉大会を開催し、活動が優れかつ功績が顕著で あった個人・団体に対して顕彰を表す式典と記念講演会を実施する。

新型コロナウイルス感染症のため通常開催を延期し、令和3年度(16回大会)に非接触型大会として開催いたしましたが、次回第17回大会は令和6年度開催を目指す。

共同募金 助成金 北海道稚内市社 協道共募

重点推進項目 3 歳末助け合い配分金を活用した事業をします

実践項目・事業名 / 具体的事業 / 事業区分【継続・新規】	財源区分	関係機関
(1) 歳末たすけあい運動の推進(まこごろ見舞金) 【継 続】 12月1日より実施する歳末助けあい募金の内より「まごころ(申請方式)」という名称で見舞金等を配分する。 *配分対象者:障がい児・者が在宅している世帯 義務教育終了前の児童生徒を養育しているひとり親世帯、70歳以上の高齢者のみの世帯のどれかに該当し、市民税非課税世帯であることが条件。	135021(22)3 17	稚内市共同 募金委員会
(2) ひとり暮らし老人等除雪サービス事業 【継 続】 冬期間、ひとり暮らしの老人等が安心して生活できるようにするため、自宅玄関から道路までの除雪を実施することで生活道路の確保に努める。 *12月初旬より翌年3月末まで	合い募金	市内一般 企業 稚内大谷 高校、他

重点推進項目 4 社協愛情銀行を活用した事業をします

実践項目・事業名 / 具体的事業 / 事業区分【継続・新規】	財源区分	関係機関
(1) 老人の杖及び補助具等に対する助成事業 【継 続】 杖及び補助具を必要とする老人に対し、割引価格で販売する。 窓口 市役所・社協事務局・総合福祉センター	社協愛情銀行	稚内市
(2) 車椅子等の貸出事業 【継 続】 各種障害を持った方や教育機関などに対して、車椅子や擬似体験セット等 を無料貸出する。(介護保険外サービス)	社協愛情 銀行	一般市民
(3) 災害被災者への援助活動(緊急援護) 【継 続】 火災及び自然災害により被害を受けた方々に対し災害見舞金の支給を行う。 *見舞金支給額 1世帯-単身 10,000円	社協愛情 銀行	稚内市
2 人 以 上 20,000円 (4) 無収入者見舞金事業 【継 続】 施設に入所している無年金の方へ毎月見舞金を配分する。年末はお年玉を 支給する。 社会環境や社会情勢等の変化に伴い、事業の見直しを含め公平 性の観点から再度事業の見直しを検討を進める。	社協愛情銀行	福祉施設
(5) 愛の小箱設置事業 【継 続】 「愛の小箱」新規募金箱設置開拓と活動促進を図る。	社協愛情 銀行	市内協力企業

(6) 安心サポート事業 【継 続】

生活困窮者への相談支援や自立生活支援センターとの連携、経済的援助などにより制度の狭間の対応を行い、生活困窮者の自立に繋げていくことを目的として実施する。

具体的には、生計が困難で食材費や光熱水費、生活に必要な日常品の費用 負担が困難な方や 医療費や福祉サービスに要する費用負担が困難な方。年間 で1対象者に限り支援限度総額30,000円の現物給付を行う。

重点推進項目 5 福祉関係団体とのネットワークを推進します

実践項目・事業名 / 具体的事業 / 事業区分【継続・新規】	財源区分	関係機関
(1) 福祉団体の事務局業務 【継 続】 ①稚内市民生児童委員連絡協議会 ②稚内市老人クラブ連合会 ③稚内身体障害者福祉協会 ④稚内市遺族会 ⑤北海道共同募金委員会 ⑥稚内市町内会連絡協議会(平成24年度より) ⑦おもちゃライブラリーわかばの会(平成30年度より)	社協	各団体
(2) 行事用テントの貸出事業 【継 続】 共同募金会から受配された行事用テントの無料貸出(福祉センター1 0張り)	社協	北海道共同募金会
(3) その他福祉ボランティア団体への協力 【継 続】 各事業推進や活動について相談に応じる体制をとる	社協	ボランティ ア団体

基本計画4 課題に柔軟に対応し、解決していくための組織づくり

社協活性化の推進と社協役員体制の強化と 重点推進項目 1

事務局機能の充実につとめます

一般市民

一般市民

町内会

町内会

社協

社協

争物向域能の元夫にフとめより			
実践項目・事業名 / 具体的事業 / 事業区分【継続・新規】	財源区分	関係機関	
(1) 社協会員の加入促進 【継 続】			
住民会員、団体・特別会員、法人会員の加入促進を図る。	社協会費	稚内市	
*住民会員1口 100円以上		団 体 法 人	
*団体・特別会員1口 1,000円以上		企業	
*法人会員1口 5,000円以上		<u> </u>	
(2) 三役会の開催 【継 続】 随 時	社協	会 長副会長	
(3) 理事会の開催 【継 続】 随 時	社協	社協理事	
(4) 評議員会の開催 【継 続】 年2回(予定)	社協	社協評議員	
(5) 監査の実施 【継 続】 本会監事による監査の実施(年4回)	社協	監事	
(6) 部会及び委員会の開催 【継 続】			
総務部会・地域部会・ボランティアセンター推進協議会・生活福祉	△ 計協	会員	
金調査委員会	貝 -		
(7) 役員研修会の開催 【継 続】			
四半期に一度、役員対象に社協職員が講師となり、具体的な社協事	業 ^{社協}	社協役員	
について研修する中で、事業について理解を深めるとともに生活支援・	サ		
ービスとしての視点から社協事業見直しの機会とする。			
(8) 関係機関団体との連携強化、会議行事への参加 【継 続】			
社協活動の推進にあたっては、地域住民組織、福祉施設、団体等と	劦 社協	稚内市	
働した推進方法をとる必要があり、これら調整を図るとともに一層の流	活	各種福祉 団体	
動連携強化を図る。各会議、行事等に役職員が参加。		国体	
(9) 事務局体制の調整と充実 【継 続】			
職員の資質の向上と処遇の改善に努め、事務局体制の整備を促進する。	社協	稚内市	
重点推進項目 2 財政の確立と財源の確保につとめます			
実践項目・事業名 / 具体的事業 / 事業区分【継続・新規】	財源区分	関係機関	
(1) 公費補助及び共募配分金積極的増強 【継 続】	V #17-21 V		
国・道の補助事業の積極的活用と共同募金(道地域・市地域)助成落	公費補助金 各種助成金	北海道 稚内市	
象事業への拡大並びに市補助金の増額の協議を取り進める。	17任 911 火 立	推 PJ 市 北道共同募金	

-71-

自主財源確保のため、地域住民の理解と協力のもと封筒による納入を推進

する。また、自主財源確保に向け、様々な方向での検討を進める。

(3) 社会福祉基金の増強と関連する事業の推進

【継 続】

【継続】

(2) 全戸会員会費制度及び封筒制の推進強化

市民の理解を得て基金増強に取り組む。

(4) 一般寄付及び愛情銀行の預託促進 【継 続】

役員が中心となり預託促進に努める。

社協

-般市民

重点推進項目 3 公的事業の受託を継続します

実践項目・事業名 / 具体的事業 / 事業区分【継続・新規】	財源区分	関係機関
(1) ふれあい生活支援事業 【継 続】 ア 要約筆記奉仕員派遣事業 【継 続】 聴覚障害者等が会議や研修会に参加する際に聞こえの保障の一部として、利用者の隣に着座してのノートテイク方式の活動奉仕員であり、要請と派遣のコーディネートを実施する。	稚内市委託	稚内市 稚内身体 障害者福 祉協会
イ 介護予防普及啓発事業 【継 続】 介護保険を必要としない健康な高齢者のための認知症予防学習教室を 開催する。固定教室として宝来4丁目の稚内市福祉センター1階老人福 祉センター1ヶ所、他は町内会及び老人クラブ等団体及びグループ指定 で実施する。	稚内市委託	稚内市 老人クラプ その他
ウ 高齢者のいきがいと健康作り推進事業 【継 続】 高齢者介護予防普及啓発を目的に、健康増進活動、健康教室、教養講 座を実施し、高齢者自らの健康維持・介護予防を進め「介護を受けない 元気高齢者」を目指した事業を行います。(11月から3月までの冬期間 事業)実施主体は稚内市老人クラブ連合会	稚内市委託	稚内市 老人クラプ その他
(2) 稚内市総合福祉センターの管理運営業務 【継 続】 (令和5年度が指定管理者指定最終年度) 市民福祉の向上を図るため設置されているセンターであり、稚内市より適切な管 理運営を実施するため指定管理を受託している。また地域福祉センター的な位置づけの中で広く市民に利用を促進して有効かつ充実した利用を諮れるよう心がけていく。	稚内市委託	稚内市
(3) 稚内市老人福祉センターの管理運営業務 【継 続】 (令和5年度が指定管理者指定最終年度) 老人福祉センターとして地域の広く高齢者の利用を促進して有効かつ充実 した老人福祉の要であることから、稚内市より適切な管理運営を実施するた め指定管理を受託している。	稚内市委託	稚内市
(4) 稚内市宝来地区在宅介護支援センター事業 【継 続】 在宅の要援護高齢者若しくは要援護となるおそれのある高齢者又はその家 族等に対し、在宅介護に関する総合的な相談に応じ、ニーズに対応した各種 の保健、福祉サービスが総合的に受けられるように連絡調整等の便宜を供与 し福祉の向上を図るために設置する相談機関。「地域包括支援センター」の 協力機関としての位置づけも加味され、初期相談窓口機能を有し、公平かつ 中立的な立場で在宅保健福祉サービスを全体調整していく。 ※対象地域:はまなす、朝日、宝来、恵比須、ノシャップ、富士見、西 浜、更喜苫内、恵北、増幌	稚内市委託	稚内市

地域福祉実践計画策定要領

1. 策定目的

近年、私たちの地域においても少子高齢化や核家族化が急速に進行しており、一方で人間関係の希薄化や相互扶助機能が弱まり、地域社会が大きく様変わりを見せています。高齢者夫婦世帯や一人暮らしの高齢者が増加し、医療・福祉制度の改正から高齢者も障害者も病院・福祉施設から在宅での生活へと移行してきており、地域における福祉ニーズが様々な形で増大してきています。

社会福祉協議会(以下「社協」という)は、地域住民、行政、福祉施設、福祉団体、ボランティア、民生児童委員、NPOなどと連携・協働しながら地域の福祉ニーズを受け止め、計画的な地域福祉活動の展開、地域福祉の基盤・体制づくり、社協運営・経営に取り組むことを目的に地域福祉実践計画を策定します。

- 2. 策 定 者 社会福祉法人 稚内市社会福祉協議会
- 3. 策 定 主 管 稚内市社会福祉協議会 地域福祉実践計画策定委員会
- 4. 計画策定期間 令和3年度中
- 5. 計画の設定期間 令和4年度から令和5年度までの2年間
- 6. 計 画 の 名 称 稚内市社会福祉協議会 地域福祉実践計画(2022~2023)
- 7. 基本目標「ともに支え合う、安心・安全・福祉のまちづくり」
- 8. 実践計画の構成 地域福祉実践計画 (市社協が中心となって推進する活動の実施計画)
- 9. 計画の策定方法、及び実施

社協内に地域福祉実践計画策定委員会を設置し、計画内容を検討した後、社協会長へ答申します。社協会長は理事会に諮り、計画を決定するとともに、各年度の事業計画に盛り込まれた計画の具体化を図ります。

10. 実施主体・事務局 稚内市社会福祉協議会事務局

【資料編】 資料-2

地域福祉実践計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 地域の福祉ニーズを受け止め、計画的な地域福祉活動の展開、地域福祉の基盤・体制 づくり、社協運営・経営に取り組むための地域福祉実践計画(以下「計画」という。)の策定 等に関し、必要な事項を協議するため稚内市社会福祉協議会地域福祉実践計画策定委員会 (以下「委員会」という。)を設置する

(所掌事項)

- 第2条 委員会は次の各号に掲げる事項について協議する。
 - (1)計画の策定に関すること。
 - (2)計画の推進状況の把握、評価に関すること。
 - (3)計画の推進の方策に関すること。
 - (4) その他市社協会長が必要と認める事項。

(委員会の構成)

- 第3条 委員会は次の関係団体から選出した30人以内の委員をもって構成し、会長が委嘱する。
 - (1) 社協役職員
 - (2) 行政担当者
 - (3) 町内会役員
 - (4) 民生委員児童委員
 - (5) ボランティア団体
 - (6) 当事者団体
 - (7)福祉サービス事業者
 - (8)教育関係団体
 - (9)一般公募市民
 - (10) その他会長が必要と認めた者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、計画の策定が終了したときまでとする。ただし、委員が任期途中で交 代した場合の後任委員の任期は、前任委員の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

- 第5条 委員会は委員の互選により委員長1名、副委員長若干名をおく。
 - 2 委員長は委員会を代表し、会議の長となる。また副委員長は委員長を補佐し、委員長に 事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が召集する。
 - 2 会議は、委員の3分2以上が出席しなければこれを開くことができない。
 - 3 委員会には必要に応じて、部会を置くことができる。
 - 4 会議の議事は、出席委員の半数で決し、可否同数の場合は、委員長が決するところによる。
 - 5 委員長が必要と認めるときは、委員会の議事に関係ある者の出席を求めて、その意見又は説明を聴くことができる。

(報 告)

第7条 委員会で協議した事項は、速やかにその結果を会長に報告するものとする。

(庶 務)

第8条 委員会の庶務は、稚内市社会福祉協議会事務局において処理する。

(補 則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

(付 則)

この要綱は、平成28年1月25日から施行する。

(付 則)

この要綱は、令和3年3月2日から施行する。

[資料編] 資料-3

地域福祉実践計画策定委員会委員名簿

(任期 自 令和3年3月2日~至 令和4年3月31日)

NO.	氏 名	選 出 団 体	選出団体等役職	備 考(分野)
1	波間 喜代志	稚内市社会福祉協議会	副会長	社協役職員 設置要綱 第3条 1号
2	松谷 幸浩	稚内市社会福祉協議会	常務理事	社協役職員 設置要綱 第3条 1号
3	瀧 勝彦	稚内市町内会連絡協議会	会 長	町内会役員 設置要綱 第3条3号
4	池田 昭良	稚内市民生児童委員連絡協議会	会 長	民生委員児童委員 設置要綱 第3条 4 号
5	芳川 政雄	稚内市老人クラブ連合会	会 長	当事者団体 設置要綱 第3条 6号
6	古川 裕治	稚内身体障害者福祉協会	副会長	当事者団体 設置要綱 第3条 6 号
7	今村 仁泰	椎内市職親会	会 長	当事者団体 設置要綱 第3条 6 号
8	角田 誠次	手話サークル夢加手	会 長	ボランティア団体 設置要綱 第3条 5号
9	白川 久恵	早期療育通園センター	センター長	教育関係団体 設置要綱 第3条8号
10	佐藤 雅幸	特別養護老人ホーム 稚内緑風苑	施設長	福祉サービス事業者 設置要綱 第3条 7号
11	山下 暁一	稚内木馬館	管理者	福祉サービス事業者 設置要綱 第3条 7号
12	山田 和子	たけのこの会	会 長	ボランティア団体 設置要綱 第3条5号
13	長船 喜江子	おもちゃライブラリーわかばの会	会 長	ボランティア団体 設置要綱 第3条5号
14	中尾 忠	稚内大谷高等学校 (令和3年11月30日をもって退職)	学校長	教育関係団体 設置要綱 第3条8号
15	高師 伸恵	稚内市役所生活福祉部	副部長	行政担当者 設置要綱 第3条 2 号

計 15名

地域福祉実践計画

令和4年3月発行

〔編集・発行〕



社会福祉法人 稚内市社会福祉協議会

〒097-0024 稚内市宝来2丁目2番24号 電話 0162-24-1139 FAX 0162-24-1159 URL http://www.wk-syakyo.or.jp